

第49回平成25年3月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成25年3月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時55分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義(午前欠席)	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄(午後欠席)
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文(午前欠席)
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日、今田議員、杉上議員より午前中欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせしておきます。

したがいまして、ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

本日の最初には、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番(多田正成) 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、第49回3月定例会の一般質問をさせていただきたいと思いますが、既に昨日から5人の方が質問されておまして、若干重複する点があるかも知れませんが、お許しをいただきまして質問をさせていただきます。

さて、今定例会は4月からスタートいたします新年度予算の審議となりますが、厳しい財政状況の中、町長は予算編成に当たり、教育長をはじめ、各課長に一律5%の削減予算編成に当たるよう指示されたとのことであります。しかし、先日の議案説明の中で、一般、特別会計を合わせて2.6%の縮減にとどまり、5%には届かなかったようであります。また、当町の財政シミュレーションによりますと、平成26年度以降、赤字財政が示されており、ますます厳しい状況となってまいります。

そういった状況を懸念し、前期5年間の第1次行政改革では20億円の削減目標を示され、事務事業の縮小、職員の削減による給与の抑制に努めてこられました。しかし、その抑制効果も新たな予算に消えてしまい、全体の歳出抑制ができず、財政の安定化につながっていないようです。せっかく職員の削減にまで取り組んでいただいても、結果的に歳出の抑制につながらなければ、安定化も図れず、後年度への財政基盤が整いません。今後どのように取り組みをされるのかわかりませんが、何か当町の歳出抑制に取り組まれる視点が違うのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

当与謝野町は、旧3町が合併した町であります。規模は大きくなったが、財政が小さくなっていく町であります。抑制の基本はそこにあるのではないのでしょうか。つまり、旧3町の維持費のかかる資産を持ち寄ったままの町では、財政が苦しくなるのは当然のことです。歳入歳出のバランスのとれない基礎的な整理が全て先送りされているように思えてなりません。第1次行政改革では、職員削減、給与抑制、事務事業縮小、資源集中、施設統廃合、民間委託など、改革の実施項目とされています。その中では、職員の削減だけは目標に向かわれていたように思いますが、合併し、8年目を迎え、いまだ基礎的な改革項目に取り組んでおられるとはとても思えません。それで行革と言えるのでしょうか。大変失礼な言い方ですが、私には目先の削減策にしか見えません。合併特例債の10年間は、1つの町にするための行政基盤基礎規模整備を意味するものではないのでしょうか。そのためには、まず前期の業目をやり遂げてこそ財政基盤が整い、持

続可能な財政運営と、1つの町として新たな歩みができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

私は、以前、財政難をもとに、同種・同様の施設統廃合の整備をしなければ財政を圧迫してくるといった今回同様の質問をさせていただきました。そのときの町長のご答弁は、「まさに、今取り組もうとしている。庁舎もその一つ。今後は老朽化による建てかえや改修も必要。施設集約、利用実態の調査も含め、施設の保有がどれだけできるか検討しなければならない」とのお答えでしたが、調査、検討をしていただけましたでしょうか。そんな思いから再度お尋ねいたします。

まず1点目ですが、職員の削減ですが、町民のための行政業務に対し、あるべき職員数とは何人を示されておられるのかお尋ねいたします。私は職員数と行政施策とは比例すると考えておりましたが、単なる職員を削減しても、その分、臨時職員がふえます。確かに給与の抑制にはなりますが、町長の考えておられる職員削減策は財政上の職員削減なのか、行政業務に対する職員削減なのか、お考えをお尋ねいたします。

次に2点目ですが、本来なら1つの町に各1施設あるのが普通ですが、合併したために、同種・同様の各施設を3つずつ抱えており、今後どのように整備されていくのか。財政に余力があれば、施設は多ければ多いほど町民には便利でありがたいのですが、それでは財政がもたないと考えます。財政負担にかかわる施設統廃合の検討もできているとは思いませんし、町長は施設統廃合をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、前回の12月議会で3施設の指定管理者が決定いたしました。私はその中の1つの施設、クアハウスに反対いたしました。その理由は、クアハウスに反対したのではなく、この財政の厳しいときに、行政の施設管理、指定管理の考え方に反対したのであります。それは、先に言いましたようにクアハウスだけではありませんが、多くの施設の老朽化も含め、維持管理費がますます増大して財政を圧迫するからであります。各施設にはそれぞれに設置目的もあり、単に減らすものではありませんが、施設の価値観の調査と分析がもっと厳しいものでなければなりません。クアハウスについては、温泉を活用し、町民のための健康増進を図る施設であります。それなら、それで目的に沿った運営の方法があると考えますが、調査も分析もせず、継続だけが目的では、町長の言われるスクラップ・アンド・ビルドは何を意味するのか、私にはわかりません。財政が厳しいからこそ民間委託も改革の一つで、財政負担の抑制と民間活力により活性化を願うものでなければなりません。指定管理制度はまさにそのものであります。町長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、3点目の合併特例債についてお尋ねいたします。きょうまでに多くの事業を進めてこられました。今後の予定ですが、1市2町の広域ごみ処理施設の建設、加悦中学校の改築など多額な財源が必要と思われませんが、その発行予定額をお尋ねいたします。なお、その後の特例債残枠の金額もわかりましたらお聞かせください。

なぜこのことをお聞きしますかといいますが、財政がますます厳しくなる歳入見通しに合った歳出にしなければなりません。そのためには、人件費の削減だけではなく、幼・保、小・中学校の問題、庁舎を含む施設統廃合の問題、行政内機構改革の問題など、前期の行政改革で一番必要な取り組みが先送りされているように思います。それに取り組むには多額な財源が必要ではないかと思しますので、合併特例債の使える間にと考えますが、残りの特例期間と施設統廃合整備の

整合性を今後どのように考えておられるのか町長のお考えをお尋ねしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

きょうは一般質問の2日目ということで、早速、多田議員ご質問の、厳しくなる財源の中、将来に向けての発展的な今の削減策を問うについてお答えいたします。

1点目の、住民のための制度施策に対応する職員のあるべき職員数とはについてでございますが、適正な職員数というものをはかるそうした尺度として、これまで類似団体との比較をもって行ってきましたが、全国的に市町村合併が進んだため、現在では比較方式をとることが適切ではなくなったことで、本町にとって適正な職員数が何名になるのかといったことは、町の現状や政策、まちづくりの方針などによって判断されることではないかと思っております。

本町の正職員数の状況につきましては、合併時の平成18年度当初には320人いましたが、職員採用を退職者の3分の1程度に抑制を続けた結果、平成24年度当初では267人となり、合計で53名の正職員が減っております。

一方では、有線テレビの全町域への拡張による運営や、加配児童、低年齢児の対応などに必要な人員の増加に伴い、臨時職員を採用し補わなければ対応していけないそうした状況となっており、臨時職員数につきましては年々増加しております。特に、保育所・園につきましては正職員数よりも臨時職員数のほうが多いという状況になっており、現在の施設数のまま現行サービスを維持していくことは難しく、また、庁舎内においても今までのように職員採用を3分の1程度とする抑制方針では限界に来ているのではないかというふうに感じております。

そこで、2点目のご質問にもありますが、本町は合併後も多くの施設を抱えたままであり、多くの職員が必要な状況にありますので、施設を統合し合理的な職員数に適正化を図る一方で、町が抱える課題に対応できる職員を配置する必要があります。現在、第2次行政改革大綱の最終的な取りまとめを行うところですが、この実施計画（案）では現在の職員数267名から、今後は5年間で5%程度、14名を削減し253名とすることを目標とし、これをあるべき職員数として計画をしているところでございます。

次にご質問の2点目、庁舎を含む同種・同様の施設の統廃合整備、指定管理者を含む施設管理の考え方についてお答えいたします。

本町には100を超える公の施設が存在しております。これらの施設の多くは旧町から引き継いだものでありまして、体育施設をはじめ、文化施設、保育施設など同種・同様の施設が混在していることは事実でございます。当然、これらの施設につきましてはランニングコストや定期的な改修コストがかかりますので、昨年3月の一般質問でも申し上げましたとおり、行財政運営をしていく上でそうした負担となっているというふうに認識しておりまして、合理的な施設数へのリニューアルは大きな課題であると言えます。

ただ、施設の老朽化により大規模改修が必要になったときや、野田川庁舎本館のように耐用年数を迎えたときが統廃合を行う適切なタイミングである場合や、学校、保育所、幼稚園のように、人口形態など社会の変化に対応して子供たちの適正な教育・保育の環境整備が求められる再編を

図る場合、また、庁舎のように時代の趨勢と住民意識の醸成によって統合を図る場合など、統合の考え方は多岐にわたるのではないかというふうに思っております。

また、指定管理を含む施設管理の考え方についてでございますが、直営で行うより民間のノウハウが生かせる施設や、地域が運営することで活性化の一助になるといった場合などは指定管理の方法をとることが有益であるというふうに思いますし、施設運営が順調で採算のとれる公共施設で、諸条件が満たされるのであれば、民間事業者や地域に払い下げを行うことも検討できるのではないかというふうに考えております。

このように、公共施設の運営は、以前であれば行政が行うものとされてきましたそうした概念から、現在では幅広く考えることができる時代になりましたので、いろいろなご意見を踏まえて対応してまいりたいというふうに考えております。

最後に、ご質問の3点目、合併特例債の今後の予定事業、予定額、残る発行枠はについてお答えいたします。

まず、発行枠からお答えいたします。本町の合併特例債の発行枠、言い換えれば発行可能額となりますが、事業分と基金積み立て分の合計で128億5,000万円となっており、活用期間が5年間延長されまして平成32年度までとなりましたが、この金額に変更はございません。平成24年度終了時点での発行額の合計は約54億3,500万円となる見込みでございますので、残りの約74億1,500万円が今後の可能額ということになります。そのうち基金積み立て分を除いた事業分のみを申し上げますと、今後の可能額は約69億1,300万円となります。

次に、合併特例債での今後の予定事業、予定額についてですが、本町では合併以来、有利な財源であります合併特例債を活用し、新町の基盤整備を行ってきました。道路整備事業や学校の耐震化事業、有線テレビの拡張事業、阿蘇シーサイドパーク整備事業など、これまで行ってきた主要な整備事業も完成や収束に向かい、今後は合併特例債を活用する事業も少なくなる見込みですが、加悦中学校改築事業という大きな事業を計画しており、この事業だけで総額10億円を超える合併特例債を発行する予定でございます。また、先ほど申し上げました施設の統廃合といった課題に方向性を見出すことができれば、これらの事業に活用することも考えております。

そのほか、道路や教育施設、農林業施設、消防防災施設といった地域に不可欠な施設の整備も継続的に行っていくこととし、合併特例債という貴重な財源を、合併後の住民の一体感の醸成と生活環境の向上を第一として活用してまいりたいというふうに考えております。

また、今後の合併特例債の予定額についてですが、活用期間が5年間延長されましたので、平成32年度までの発行予定額について申し上げますと、これからの8年間で29億1,830万円を予定しておりまして、平成24年度までの発行額と合わせた合計額は約83億5,300万円となり、発行可能額に対しまして65%となる見込みでございます。

なお、この額は基金積立額を含んでおりまして、基金積立額を除く事業分のみで申し上げますと、今後の予定額は約24億1,700万円で、合計額は約66億8,200万円となり、可能額に対しまして約60%となる見込みでございます。

これらの予定額は、あくまでも現時点での見込みであり、今後の状況によりましては大きく変動することもあるかと思っておりますので、お含みいただきたいというふうに思います。

以上、多田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それぞれにご答弁いただきました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

今回、私は職員数の件と、それから施設統合の件、それから合併特例債の件、3点の質問を通告させていただいて、いずれも今後のますます厳しい財政を心配しての質問であります。

1回目の質問で指摘したように、職員の削減でも、削減の視点が違うように思えてなりません。もっと大切なことは、前期の行政改革の削減項目がなし遂げられるということが基礎的な財源の抑制になるのではないかなというふうに思うんですが、それは多額な費用も要りますし、大変難しい問題だと思うんですが、その基本的なところを洗い直さなければ、我々民間でもなんですが、財政に困ると、歳入が減ってくるとすぐに小規模にしてしまおうと思って社員を削減したりとかとって人件費をへつることを考えるんですが、これは一番簡単な方法なんですが、そうではなしに、3町が一緒になって大きくなって、歳入が減ってくる中で大きな世帯を抱えておりますので、その基本的なところを改善していただかなければ、僕は財政基盤の安定と、それから後年度への財政基盤が整わないというふうに考えるんですが、町長は、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 職員の削減につきましては、一定の考え方を持って進めてまいりました。そうした中で、その時々、年々によって専門職といいますか、そうした職員の退職が多い場合や、一般職の多い場合、いろいろな年度によってございましたけれども、大体今まではやめていく人たちの3分の1、あるいは半数の人の雇用に切りかえることによって職員数の削減もですし、それによります給与等の差し引きで出てくるそうした削減額が出てきたと思いますし、それにつきましては計画以上に進んできております。

今、多田議員がおっしゃいましたように、本当にこうしたたくさんの施設がある中で、また職員をたくさん抱えております中で、一番今喫緊の課題といたしましては、やはり、もう今朝も頭を痛めているところですが、職員の配置につきまして、とりわけ幼稚園、保育所の数が大変多い。そして、それに張りつけている職員の数が多い。もう人数が、それぞれの保育所に充てます職員の割り振りがもう大変厳しいといいますか、難しい状況になっております。そうしたことを考えますと、子供たちにやはりもっときちっとしたサービスを責任を持ってやっていこうと思います。よその町に比べまして、やはり保育所の数が多い。それに伴いまして、与謝野町でも男性職員より女性職員のほうが6割強おりますので、そうした状況というのはやはり保育所や幼稚園のそうした数が多いというところからそういうアンバランスが出てきているんだというふうに思いますので、まずそれらについては早く手だてを打っていかないと、今後本当に維持していくことが難しくなってくるというふうに思っています。

基本的には、多田議員がおっしゃいますようにただ数合わせだけではなしに、与謝野町のやはり現状の中で、じゃあどこをどう統合するか、そのことによってプラスが生まれてくる、よりよいサービスができる、単に数合わせ、あるいは統廃合するということではなしに、その辺のところをどう理解していただけるかというところが大変大きなポイントになるかと思っております。庁舎の問題も同じような考えるところでございます。若干、住民の方には痛みを伴うところもあるで

しょうけど、それは日常的なことではない中ですし、子供たちに対するそうした統廃合というのはやはり日常的なことでありますし、将来を担う子供たちにどう環境を整えていくかということは、これも大変大事なことで、一日も早く手をつける必要があるというふうに考えております。

今後におきましても、先ほど申し上げましたように、ただ単に数合わせやそうした始末をするというだけではなしに、本当にスクラップ・アンド・ビルドということは、スクラップすることによって新たなサービス、あるいは新たな機会を生んでいくということが大事なところですので、その辺はしっかり見きわめながら、なかなか緒についておりませんでしたけど、やはりこういった行革元年というような位置づけで、ことし、そうした計画も含めて間もなく出てまいりますので、それに沿った形で進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 改革元年といえますか、そのことを考えていると言われますので、それはそうなんでしょうけれども、職員の削減は、そのことも必要なんですけど、やはり何かいいますと、一番最初にも言いましたように、施策と職員さんとは比例するものでありますから、施策が多ければ多いほど職員さんは当然要りますし、そこなんですし、それから人口がここ10年間で1,500人ほど減っていることになりますね。1年に140人から150人あたりが、新生児と亡くなられた方との差し引きしますと百五、六十人というものが毎年減っているわけですから、それを10年掛けますと千五、六百人になるということですけど、やっぱりその中で町民のための施策をやっていただく、そのことによって職員さんの数はきちり決まってくると思うんですが、そこで町長は、行政の職員さんというのは町民が何人に大体業務を行うのに職員さんが1人要るのか、その辺は分析ができておりますでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 正直、分析もしておりませんし、非常に分析するのは難しいというふうに思っております。先ほどおっしゃったように、与謝野町の施策に合わせてやはりその人数が必要になってくる、これ当然ですし、先ほども申し上げましたように、非常に子供たちの多かったときには、そういった施策でそれぞれの地域に保育所をつくってやっておりましたけれども、これだけ子供たちの数が少なくなってくると、そのままその状態を続けていくということには非常にお互いにしんどい部分が出てまいります。預けるほう側も、また受け入れる側も、やはりもう少し1カ所にまとめた形で、その中でいろいろなサービスを提供していけるようなそういう形をとれば、職員の数も合わせて正職だけでいけるような状況まで落とすことができるでしょうし、そうした工夫といえますか、そうしたことが今後は求められていくというふうに思います。

それから、今まで行政がして当たり前だと思っっているような仕事でも、まだまだ民間にお任せすることができる事業もあると思っております。それらについても、そうしたものが民間へ託すことができれば、正規の職員で今まで足りないところを今度回していけるということがあると思いますので、やはりそうした手法も使いながら適正な職員となるように、先ほど申し上げました、これからの5カ年間で5%程度、14名を削減して253名ということ、一応町としては今のところ目標とすべき人数ということで考えております。しかし、これらも職員数のあるべき姿とはしておりますけれども、いろんな、先ほどおっしゃったように施策によって人数は若干変わってくるかと思っておりますけれども、今のところ目標と掲げておりますのは、そうしたところでござい



ます。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 職員さんの削減は、今、町長言われたように施策と比例するんですが、私が大ざっぱに聞かせていただいておりますのは、大体どこの行政も100人に1人の職員さんが要ると、町民100人に対して1人の職員さんは要るであろうというようなことを聞かせていただいておりますが、そうしますと、今ですと2万4,000人台ですから240人、あるいは10年後には2万1,000人になるなら210人という形が理想的であろうと思うんですが、仕事の仕方というのはいろんなやり方がありまして、10人でもできるし、12人でもできるしという、やり方によってはそういうことができるんですが、住民サービスに支障を来さないためにも適正な施策と適正な人数の職員はおってほしいと我々町民は思うんですが、その財源の抑制に職員さんをそういう形で削減してしまうとサービスが低下してしまうということがありますので、私の申し上げると、次に2番目なんですが、庁舎を含めた施設の統廃合を再度見直していただいて、そこで基本的な抑制ができるようにしていただくのが賢明な健全財政への道ではないかなというふうに思いますけれども、町長は、その辺はどのように考えられるでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、公の施設が100ございます、おおよそ。庁舎もその一つでしょうし、先ほど来出ています保育所やそういうものもでしょうし、それから火葬場や、そうしたし尿処理施設も含め、各公民館も含めまして、大変たくさん業務がございます。その中でも、行政が必ずしもやらなくても、民間にお任せして、民間の方たちのノウハウによってより健全なといえますか、サービスのいい、そうしたものができる施設もあるというふうに思っていますので、それらについても当然町の中でも見直しをかけて、今後どういった形のものでそうしたことをお願いしていくかというようなことも含めて真剣に考える必要がある、そういう時期に来ているというふうに認識をしております。

ですから、何人がということによりますと、やはりその施策によって人数というのは変わってくると思いますけれども、先ほどおっしゃったように、他の町と比べて、町として今比べるものがないわけですが、おおよそこれぐらいの事業をやっていくにはこれぐらいの人数が必要であろうというそうした積算が、先ほども申し上げました、これから5%ずつ減らして、あと14人ほどの規模がいいのではないかと。ですから、さっきおっしゃったように、施策によってその人数というのは当然変わってくるというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、これも改革に大変重要なことだと思うし、町長に知っていただいておりますかなければならないことは、まず当町の財産調書の中で、行政財産が、先ほど町長言われましたように、99施設、土地、建物がありますし、普通財産のほうでいいますと、64施設、土地、建物がありますが、この一切の維持費と公共施設の町民に対する1人当たりの平米数はどのくらいになるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それは調べておりません。ですし、そうしたことが必要であれば、通告をしておいていただければ、ご用意ができるものであれば用意させていただきますけれども、大体そうした

ことには1人当たり幾らなんていう計算はしておりません。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） なぜこのことを聞きますかといいますと、要するに、先ほど言いましたように、当町が合併して同じような施設を持ち寄ったものですから、1人の町民に対する施設の平米数というのか、利用数というのか、そういうもんが必要ですので、私はそのことが町長の中に全てそういうものが入っていないと、今後財政を考えるときにわからないというのか、そのことによって健全化が図れるような気がいたします。

まず、財政の健全化のために、各施設の状況を把握する視点に立った取り組みが私は必要だと考えておりますし、当町には公共施設の価値観や利用状況、維持費などの調査・分析が必要です。今後そのことがやってもらえるのかどうかということ町長にお聞かせ願いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 統廃合等を考えていく上では、そうしたことは必要だと思っております。ただ、できてはおりません。それらについては、やはりそういうことを割り出す努力は必要かというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 大変生意気なことを言って申しわけないんですけども、ないようですので、これは基本的に財政の負担の平準化を図るためには、総合的な判断ができる資料が町長に僕は要ると思っております。それがトップの常に全体のリスク負担を考えていかなければ、私は財政基盤を整えることはできないというふうに思っております。町長がその辺全体を、各課長はそれぞれの部署によって把握をされておるとは思いますが、失礼な言い方ですが、やっぱり町のトップとして全体像のリスク負担を常に頭に持っていたかかないと、歳入歳出のバランスがとれないというのか、そこが大変失礼な言い方で申しわけないんですけども、そこを町長に持っていたかきたいので、その分析というのか、公共施設白書みたいなもんですね、そういうものが私は町長の手元に常になければならないというふうに思っておりますが、町長はその辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうことは必要だというふうに思いますけれども、現実、それは非常に難しいというふうに思っております。

ご承知のように、今度、大江山のあそこの体育館の屋根を直したりいたします。与謝野町の中には、体育館がそれぞれ旧町ごとに3つありました。じゃあ、そうしたら、それぞれ3つあるから1つでいいということで、それをそのまま放っておいていいのかというと、そうはなかなかいいところがあります。やはりその地域地域で大事にしてこられた、あるいはその思いを込めてつくってこられたものですから、ですから、それにはやはりそうした今シビアな考え方とあわせて、町民の方のそうした理解がないと、これはやっていくのは非常に難しいと思っております。ただ、大変たくさんのお金をかけて、なおかつもう何ともできないというような施設であれば、要するに野田川の庁舎のように、もう耐震が切れているというふうな、耐震に対しては不安だというふうなものについてはできるでしょうけれども、やはりそうしたものにもタイミングがあっ

たり、いろんな新たな展開をしていくというようなことがない限り非常に難しいのではないかと  
思っております。しかしそうした考え方、見直していくと、やはりそうした覚悟がないと、なか  
なか今ある施設をずっと維持していくなんてことは、これはもうとてもできないことだろうと思  
います。

そのために、やはり行政ではなしに、民間の方がそうした運営をやっていくというようなと  
ころに委ねる、そうした方法も、指定管理者に委ねていく、また、その施設を払い下げていくとい  
うような、そうした手法もあわせてしていく必要があるというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 施設には町が直営をしなければならない施設と、それから民間にでもお任せでき  
る施設とありますね。そういったあたりを見きわめて、要するに私の言うのは、先ほども町長が  
言われましたけれども、町民に理解していただくためにその公共施設の白書みたいなものが、分  
析されたものが、維持費がこんだけ要る、実際には町民のために施設がこんだけ無駄になってい  
ますというようなものが分析できたものがあって、それを町民に僕は示す必要があると。そのた  
めのその公共施設白書というものが要るのではないかなと。そうして、そのことを町民に知って  
いただいて、「ああ、これは当然統合せなしゃあない」、「お互いに1つの町になったんだから  
こうだね」と。そのかわり、町長の言っておられるスクラップもあるけれども、ビルドもあると  
いうことですね。

今、与謝の大江山公園の体育館の問題が出ましたけれども、やはりそれでも、やっぱりあそこ  
を2万4,000人の町民の本当の町民グラウンドとして、体育館として考えるなら、やはり  
2万4,000人の者が本当に入れるかどうかということでビルドしていかないけませんわね。  
単なる今のまんまを建て直すのではなしに。それで町長が言われるように、各施設にはそれぞ  
れの設置目的もあり、思いもありますから、そこを大切にされることは非常に私もよくわかるん  
ですけれども、大きくなって、新しい町ですから、スクラップしてビルドをすることを考え  
ないと、1つの町を将来性が一つも私はないと思います。今のままだを現状維持してだけで振  
り振りされてしまうと私は思っています、そのために1つになった町。そして、ましてや大き  
くなって、財政も大きくなったらいんですけれども、財政は交付税も12億円も減らされると  
いうような環境の中で、いかにコンパクトにこの町をして、そしてビルドして2万4,000人が  
一堂に集まれるかというような、そういった改革をするのが私はこの10年間ではないかなと  
いうふうに思うんですが、どうも行政施策の中で、だだだ何十億円というものが錢を使われて  
1つも改革ができない、私はそのことを申し上げるのであって、細かいことをどうのこうの  
という意味ではありませんけど、そこら辺の町長の考えが聞かせていただきたいし、そこを判断  
するのがトップの役目だと私は思っておりますので、大変に失礼な言い方ですけど、再度その辺  
のお考えをお聞かせください。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） 新しい町になりましたときに、何を一番最前提にしたかといいますと、やはり一  
体感の醸成だったと思います。それと、やはり安心・安全を確保するということがあったと思  
いますし、そうした意味で、それぞれの町がそれぞれの施設、例えばCATVであったり、防災行政  
無線であったり、あるとことないことありました。しかしその一体感の醸成、あるいは防災な

んかの関係で取り組んだのが、光ファイバーを設置して全ての町民の人たちが同じ情報を共有できるような形をとらせていただきました。そのほかにも多額のお金をかけてきましたのは、やはりこの町に住んでいる人たちが同じサービスを、特に生活基盤をきちっと整える。そうしたことには、やはり水道だとか下水だとか、そうしたものにはお金を投じてきたつもりでございます。少し我慢をしていただける、あるいはあったらいいなと思えるものについては、少し我慢をしていただける、そうした考え方で今ずっとそれをやらせていただいている途中でございます。

そうした意味では、ある程度生活基盤のそうしたインフラ整備、また安心・安全な対応については、小学校の耐震化もできましたし、そうした意味でまちづくりにとってこのところある意味目に見えてくる、そうした新しい建物というものは余りないですけれども、やっぱりそれらは新しいものをつくっていく中では、やはり住民の方たちが協働をして、そして作り上げてきたもの、例えば自分たちの拠点である公民館、あるいは福祉施設、それらは民間の人や業者の人や、あるいはその地域の人たちとの協力によってできてきたものは、そういったものがあると思います。ですから、行政がしなければならないことを最優先をして、そしてなおかつ協働でできるものについては、やはり行政もそれを応援していくという、そういう形で今まで進めてきたと思っております。

ですから、今後につきましてもあったらいいなと思えるものはたくさんあると思いますけれども、それらについては、やはり民間の方たちの頑張りやそうしたもので作り上げていくような、そうした考え方が非常に必要、まさしくその協働でつくるまちづくりというものが必要になってくると。おのおの自分の持つべき役割を果たしていきながら新しい町をつくっていくということが大事だというふうに思っております。

ですから、決して失礼なことを言ってしまうというふうには、私自身は受けとめておりませんし、そうしたシビアな考え方をもちながら、後世にできるだけ負担が残らないような、そしてこの町が本当に名実ともに安心・安全な町だと言える、誇れる、そうした町になるような投資を今はしているというふうに私自身は考えております。

議長（赤松孝一） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） CATVにしても、安心・安全にしても今取り組んでいただいております、そのことは我々にとって、町民にとって大切なことですので、そのことをどうのこうの言っている意味ではありません。職員さんを削減するばかりが能ではない、もっとそこに基礎の削減策があるんじゃないかというところに目をつけていただいて、それを先ほど言いました公共施設白書みたいなものをつくり上げて、その分析したものを町民の方に見ていただいて理解をしていくと。そうすれば、今回の庁舎のような問題も回避されてくると私は思っております、その努力がないと、何で1,000万円ぐらいな削減に本庁を加悦に持っていかんなんのだというようなそういう問題に発展してしまって、本当に町民の方が、こういうことでこうなんだなということを知っていただくと、理解は私はしてもらえないかなというふうに思いますので、ぜひ今後そのことに取り組んでいただきたい。施設を統合させたり壊したりするのは、また財源も要りますし、すぐにはできませんけれども、まずそういった調査・分析をして、そのことを町民に知らせていただく、まずそこから始めていただきたいなというふうに思っております、あとの時間がありませんが、あのものですけど、あとは合併特例債の残高も先ほど聞かせていただきましたので、

このくらいで終えたいと思いますけれども、ぜひとも町長にお願いしたいのは、そこを町民にどうして理解していただくんだという、施設整備をできる体制を早く整えていただいて、その常の全体のリスクはやはり町長が常にその白書によって把握していただいているという姿勢が私は大事ではないかと思えます。

大変生意気なことを申し上げて申しわけないんですが、これで一般質問を終わります。

議長（赤松孝一） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで35分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時35分）

議長（赤松孝一） ご着席を願います。

それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

次に、6番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

6番、宮崎議員。

6番（宮崎有平） それでは、3月定例会の一般質問をいたします。

1点目は、機構改革についてお聞きいたします。

町長は、平成25年度予算を5%カットすることを各課に指示を出され、平成27年度までの3年間、毎年5%の削減を目指されております。平成28年度の一本算定に向けての対策であると聞いておりますが、厳しい財政の中では、それもやむを得ないことと理解いたしております。もちろん、現在行っている事業を精査し、見直しや取りやめることも考えないと、3年間で15%のカットはできないと私は思います。しかし、当然、町民へのサービス低下につながりますので、サービス低下の理解を町民から得るためにも行政の機構改革をいち早くしなければならぬのではないかと思います。

機構改革の中でも、今回私が聞きたいのは、組織の機構改革であります。将来の行政課題に対応するため、より機能的な組織体制の整備及び強化を図ることが急速に求められていると思えます。また、3年間で15%削減するためには、大胆な組織の改革をして無駄のない職員の配置をし、人件費の削減にもつながるような改革が必要ではないかと思えますが、組織の機構改革はどのように考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

次に、2点目の福祉施設の安全性についてお聞きいたします。

2月8日に長崎のグループホーム、ベルハウス東山手の火災で4人の死亡者が発生しております。安全面での不備がいろいろと言われているようですが、与謝野町にもグループホームや小規模多機能施設がありますが、スプリンクラーの設置義務がない275平方メートル以下の小規模多機能施設のうち、2件の施設が設置されていません。人の命にかかわることですので、設置していただけるように指導していくべきかと思えますが。

また、今回の長崎グループホームの火災により、スプリンクラーの設置義務がない275平方メートル以下の施設にも設置義務を総務省は検討する考えであります。現在は1平方メートル当たり9,000円の補助が出るように聞いておりますが、民間の家を改造した小規模多機能施設の安全が心配されますので、町の100%補助をしてでも早く取りつけることはできないのかと私は思います。町ではどのような対策を考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

次に、3点目の名誉町民表彰の基準についてお聞きいたします。

昨年は木崎良子選手のオリンピック出場で、与謝野町は大変盛り上がりました。全国の人々に夢と感動を与え、私自身も与謝野町民でよかったと誇りに感じたものでした。そして、一昨日の10日、名古屋ウィメンズマラソンにおいて2時間23分34秒で大会初優勝をなし遂げられました。それも自動的に世界選手権代表に決まる日本人トップで、2時間23分59秒以内の条件を満たして、男女を通じてマラソン代表決定の一番乗りとなったのであります。大変すばらしいビッグニュースであり、私たちに誇らしさと喜びを与えていただいた木崎良子選手に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、ことしも昨年のオリンピックフィーバーに匹敵するような活躍をしている与謝野町岩滝出身のスポーツ選手がおられます。3月から始まったWBCの日本代表チームの糸井嘉男選手であります。彼は全5試合に先発出場し、打率3割3分3厘をマークしており、侍ジャパンに欠かせない存在として持ち味を発揮しており、日本代表チームのキーマンとして最高の輝きを放ち続けられれば、世界の頂点も夢ではないと言われております。これほど活躍している選手でありますので名誉町民に値すると思っておりますが、表彰規定を見ておりましたも表彰の基準がよくわかりません。どのような基準で決められているのか、町長にお伺いをいたします。

次に、4点目の武道の必修化についてお聞きいたします。

武道とダンスが平成24年度から完全必修化になっておりますが、橋立中学校では、武道の必修には弓道を取り入れられております。京都府の中でも取り入れられている学校は橋立中学校だけと聞いております。弓道という競技は大変すばらしいと私も認識をいたしております。この弓道を取り入れられた理由はということなのかお聞きしたいと思いますし、また、他の学校の現状はどうなっているのか、教育長にお聞きいたします。

また、体罰問題が大阪市立桜宮高校で生徒の自殺から発覚し、全国の学校でもスポーツの強い有名な学校ほど常習化されていたことが大きな問題になっております。さらに、学校だけでなく、オリンピックの強化選手にまで体罰問題が出ている。小学校、中学校での体罰の調査はどのような方法でされているのか。また、その結果が出ているのでしょうか。

また、学校教育の中で、しつけとして体罰に近いことは昔からあったように思うのですが、現在の学校でのしつけと体罰の違いをどのように考えておられるのか。特にスポーツには体罰と受け取られる要素が多くあると思いますが、体罰についての考え方をお聞きしたいと思います。

また、いろいろな部活の指導に外部の専門家の指導者を招くことについてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 宮崎議員ご質問の1番目、機構改革についてお答えいたします。

平成25年度の予算から毎年5%をカットして、3年間で15%カットを目指しておりますが、町民サービスにも影響が出ると考えられ、町民の理解を得るにも行政の機構改革が必要であると考えますが、組織の機構改革はどのように考えているのかとのご質問でございます。

昨日、小林議員にお答えいたしましたとおり、機構改革の考え方等につきましては、今後の議

論を早急に進めていきたいというふうに考えています。前段の予算の毎年5%カット、3年間で15%カットの目標につきましては、平成25年度の予算編成方針でそのように指示を行い、編成作業を進めてまいりました。しかしながら、実際に組めました予算は大変厳しいものがあり、5%圧縮には届かない結果となっております。中身を見てみますと、通常経費の中でも、事務経費の圧縮や各種補助金の削減など、住民の方々にも痛みの伴う予算としてご無理をお願いしておりますが、その一方で社会保障費の自然増などが大きな要因となり、残念ながら目標額に到達しなかったものと分析をいたしております。

このような結果から判断致しますと、平成26年度、27年度もこのような一律の削減方法では限界があり、一定、事業そのものの大幅見直しを行っていく必要があると考えております。したがって、当然ながら費用対効果の低い事業の廃止や、事業によっては受益者負担を求めするなど、新たな改革を断行しなければならないものと考えております。このことにより、当然、住民の皆さんからもご不満の声が上がってくるものと思いますが、持続可能な行財政運営を進めていく上では避けて通れない大変大きな課題であるというふうに考えております。議員のご指摘のように、このような改革の痛みを住民の皆さんにお願いをしていかなければなりませんので、合理的な機構改革によって効率のよい行政機構となるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問、福祉施設の安全性についてお答えいたします。

介護関連の施設につきましては、特別養護老人ホームや有料老人ホーム、認知症グループホームなどの施設がありますが、これらの施設には、スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関への火災通報装置などの消防用の設備の設置が義務づけられております。また、デイサービスセンターや小規模多機能型居宅介護事業所については、それら消防用設備の設置は義務づけられておりませんが、規模に応じて防火管理者を選任し、消防計画の作成などを行わなければなりません。

ご質問の小規模な民間施設とは、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業所のことだと思われませんが、現在、町内には4つのサービス事業所が開設されております。

この4つの福祉施設の整備状況ですが、1つの事業所は、1階部分が小規模多機能施設で、2階部分はサービスつき高齢者向け住宅という施設でございます。このような施設は、スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置などの設備を全て設置する義務があり、これらは全て取りそろえられております。

次に、残る3つの施設の整備状況ですが、スプリンクラー・自動火災報知機・火災通報装置の3種類全て設置している施設が1施設、スプリンクラーはないが、自動火災報知機・火災通報装置を設置している施設が1施設、自動火災報知機のみ設置している施設が1施設という状況です。

これらの3つの施設につきましては、先ほど申し上げましたように設置義務はありませんが、施設の規模と照らし合わせて設置費用がかかることでもあり、事業者がその必要性を判断しかねているという状況でございます。しかし、たび重なる介護施設の火災発生を受け、今後の消防法の厳格化も視野に入れ、スプリンクラーなどの安全設備の整備について事業者から町に相談が寄せられております。

このような状況ですので、平成25年度には、事業所に対して京都府の介護基盤緊急整備等特

別対策事業補助金等を活用して整備を進めるよう、町として指導していきたいというふうに考えております。

なお、このたびの大きな火災事故が起こり話題となりましたグループホーム施設は、当町には3つの施設がありますが、いずれも先ほどご案内いたしました3種類の消防用設備を完備している状況でございます。

ご質問の3番目、名誉町民表彰の基準についてお答えいたします。

議員もご承知いただいておりますように、名誉町民の表彰につきましては、与謝野町表彰条例第10条第1号から第3号において規定をしております。

お尋ねは、特に第2号に規定しております、学術、芸術、スポーツまたはその他の分野で卓越した成果を上げ、町の名誉を高めた者についての基準をどのように考えているのかということだと思います。

平成24年3月の本議会定例会におきまして、ロンドンオリンピック女子マラソン日本代表選手となられた本町出身の木崎良子選手を、合併後はじめての名誉町民として議決いただき、同年11月に木崎選手ご臨席のもと、名誉町民表彰式を挙行させていただきました。

この木崎選手の表彰につきましては、陸上競技のトップアスリートとして国内外においてご活躍をされ、特に女子マラソン競技でご自身の3回目のフルマラソンとなる平成23年11月の横浜国際女子マラソン大会で見事優勝をされ、そしてオリンピックということですし、このことによって大変な大きな喜びとなったところでございます。こうした木崎選手の卓越した功績は町の誇りでもあり、各種スポーツ競技に励む子供たちにも大きな夢を与えていただいたものであり、その栄誉をたたえて表彰をさせていただいたものでございます。先ほど宮崎議員もおっしゃいましたように、10日には、また名古屋ウィメンズマラソンで優勝という、そうした輝かしい成績も残しておられます。

今回ご質問の、現在開催されております「ワールド・ベースボール・クラシック」に日本代表チームの中心選手として出場され、日本の野球界においても素晴らしいご活躍をされております、本町出身のプロ野球選手、糸井嘉男選手についても与謝野町の名誉であるのではないかとのご指摘でございますが、当然、私もそのとおりだというふうに思っております。

そのような中で、本町出身の方、あるいは在住の方で、スポーツの分野に限らず、商工観光分野や農林業分野などさまざまな分野でそれぞれ素晴らしいご活躍や卓越した成果を上げておられることも承知しておりまして、糸井選手のみならず、それらの皆様につきましても、与謝野町の名誉を高めていただいているというふうに考えております。

先ほども申し上げましたとおり、名誉町民の表彰は、表彰条例第10条第1号から第3号に規定しているいずれかに該当し、町長の推薦により議会の同意を得られた方を表彰するものでございますが、現在の条例及び施行規則では、細部にわたっての明確な推薦基準等を定めてはおりません。さまざまな分野で与謝野町の名誉を高めていただいている皆様を表彰させていただきたい思いがある中で、どのような形で表彰をさせていただくのがよいのか、今後におきましてはお時間を頂戴し、条例及び施行規則の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

名誉町民の表彰に関しましては、一つの例で申し上げますと、いわゆる推薦委員会のような第三者機関を設けて答申をいただいた上で、町長が推薦し、議会のご同意をいただく、あるいは新



たに町民名誉賞のような表彰を設けることなど、さまざまな方面から調査・研究をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

以上で、私からの宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 宮崎議員の私へのご質問についてお答えさせていただきます。

まず第1点の、武道とダンスが平成24年度から完全必修になったが、橋立中学校に弓道を取り入れた理由と現状はというご質問でございますけれども、この武道の必修化につきましては、昨日の家城議員の質問の中で議員が述べられておられましたように、教育基本法の改正を受けての学習指導要領の平成24年度から完全実施されまして、家城議員も触れておられましたように、伝統と文化を尊重するという、その具現化の一環として、武道が今までは選択制であったわけでございますけれども、必修化されたという状況でございます。したがって、橋立中学校はもとより、本町の2つの中学校におきまして、体育の授業では柔道を必修として取り入れられております。

議員がおっしゃっておられましたように、橋立中学校の弓道が新聞で報道していただきまして、学校側の説明も的確ではなかったんじゃないかと思っておりますけれども、ちょっと誤解があったと、そのように思っております。

橋立中学校は、その弓道を3学期に学習、体験しました。これにつきましては、特色ある学校づくりの一環として、卒業を前にして弓道を通して礼儀作法や集中力を高めるため、そしてまた我が国固有の文化である弓道を体験・経験させようというものでございまして、体育の授業ではなく、総合的な学習の時間を活用したわけでございます。社会人講師の指導により6時間の指導を行っております。

新聞報道もされましたが、指導員の皆さんの丁寧な指導により、生徒達は「真っすぐ射るための決まりが多く、力が入ってしまって難しい。また、たくさんの作法が勉強になった」などと感想を話しているところをご存じのとおりだと思います。

今現在、グローバル化が進み、学校教育の中で国際理解教育も進められておりますが、その一方で、現代の若者達の日本文化への理解が進まない現実もあります。国際理解教育は、やはり異国の文化を理解するだけでなく、自国の文化を理解し伝える力をつけることも大切なこととなります。自国の文化を理解する一つとして、地域、校区内で体験・経験させることができる弓道を取り入れたということでもあります。

なお、外部からの指導者を招くことについてのご質問であります。まず京都府教委の施策として運動部活動地域連携再構築事業という事業がございまして、この制度を利用し、本年度は本町で1つの中学校が男子ソフトテニス部でこの制度を利用し、外部から指導者を招いてお世話になっているわけでございます。年度によって変わって、今までそれぞれの学校でいろいろな部にこの制度を使って外部講師から指導を受けていることも過去にはあります。また、そうではなしに、ボランティア的に外部の指導者が指導をいただいていることもあります。いずれにしても、社会人講師の活用という枠で、校長が必要と見れば、そして適任者であれば、その外部の方の指導を受け入れることにつきましてはありがたいことだと、そのように思っております。

次に、体罰についてのご質問でございますが、現在、日本国中挙げましてこの体罰の問題については非常に関心が高く、そして重大な問題となっておりますので、少々答弁が長くなりますけれども、お許しをいただきたいと、そのように思います。

まず、体罰の調査はどのような方法でされているか。その結果は出ているのかとのお尋ねでございますが、調査は行いました。そして実態把握に努めたところであります。

この調査は京都府教育委員会の依頼による調査として、町内の全ての小・中学校の児童・生徒及び教職員を対象にして実施いたしました。本町でも、児童・生徒はもとより、保護者の皆さんに対しても調査実施や学校相談窓口等を開設し、情報の提供とご協力をお願いするとともに、また京都府教育委員会が設置いたしました専用電話に寄せられる情報等もお知らせするなどの方法を講じて、実態把握に向け、学校と家庭が一体となった組織的な取り組みを進めてきました。

具体的な調査方法につきましては、府内で統一した形で実施していました。まず、児童・生徒に対しては、小学校と中学生に分けた調査方法としております。小学校につきましては、担任や話しやすい先生に報告するようといった措置で、そして報告があった場合につきましては、児童への詳細な聞き取りを行い、報告のあった当該教員への事情聴取を行うこととして実施しました。中学生につきましては、生徒へのアンケートを実施するとともに、アンケートの結果で対応が必要とある回答につきましては、個別の聞き取りなど丁寧な対応を行った上で、報告のあった当該教諭への事情聴取を行うこととして実施をいたしました。

また、保護者に対しても、先ほど申しましたように、学校の相談窓口をお知らせしますとともに、京都府設置の専用電話への情報提供をお願いすることとしてきました。

本町、私ども教育委員会でも「いじめ等問題事象対策会議」を設置するなど、電話相談や迅速な対応が行えるように対応してきております。

一方、教職員につきましては、校長、教頭への自己申告と全教職員への聞き取り調査を行うことに加え、府内一斉に体罰に関するアンケート調査、いわゆる意識調査でございます、教職員の、を実施して、体罰の実態把握と教職員の意識調査を行うこととしており、調査の回答は直接、京都府教育委員会へ提出することになっております。

既にそれぞれの調査が実施されており、児童・生徒への調査は3月1日が報告期限とされておりますので、ただいま集計が府教委のほうでできたところでございます。ご存じのとおり、府教委のほうから、昨日報道への発表がありまして、本日の新聞に公表されているところでございます。したがって、私どもの件数とかそうしたものが報道されておられませんので、これは私どもの教育委員会任せになっておりますのでちなみに申し上げますけれども、現在のところ、調査の結果、体罰と言える事象はなかったということをお知らせいたします。

次に、体罰についての考えを聞きたいということでございますけれども、それについてでございますが、児童・生徒への指導に当たり、教員には校長に懲戒権があるというふうに期待されているわけでございますけれども、その学校教育法11条でございますが、そのただし書きにいう体罰は、「いかなる場合においても行ってはならない」と規定されているところでございます。懲戒権はありますけれども、ただし、体罰はだめだという規定でございます。

教職員等が児童・生徒に対して行った行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総

合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、殴る、蹴る等の被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、正座、あるいは直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどでございます、に当たると判断された場合は、体罰に該当をされると言われております。個々のその懲戒が体罰に当たるか否かは、単に懲罰を受けた児童・生徒や保護者の主観的な言動により判断されるものではなく、諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童・生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要であると言われております。

当然、部活動も教育活動の一環であり、勝つために気合いを入れる等との理由によって殴ったり蹴ったりする行為は明らかに体罰であります。肯定されるべきものではなく、絶対許されるものではありません。全ての教育活動の中で体罰の根絶を徹底する必要があると考えているところでもあります。

ただし、児童・生徒から教員等に対する暴力行為があった場合には、教員等が防衛のためやむを得ずなした有形力の行使はもとより、教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害または肉体的苦痛を与えた場合は体罰に該当しません。また、他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずなした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらないとされています。

これらについては、裁判による判例でも正当防衛、正当行為等として刑事上または民事上の責めを免れうるものとされており。しかし、実際には、今回のことで児童・生徒指導において教師が萎縮したり、何もしない方がいいというようなことがないように、学校への指導や体罰に対する教員の研修等のさらなる充実に努めて、体罰の根絶に努めていきたいと思っているところでもあります。

以上、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 会議の途中でありますが、ただいま加悦奥のほうで山林火災があるようでございます。報告しておきます。

宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ただいま、大変かわいい傍聴者が来ていただきまして。あしたも来るんですか。ああ、そうですか。大変びっくりしたところでございますが。

町長、教育長、ご答弁いただきましてまことにありがとうございます。

私、ようけしたもんですから、最初の1点目、大幅な見直しを考えとるとのことのご答弁だったように思います。

ただ、庁舎、あるいは組織の編成のようなことはどのように考えておられるのでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まだ具体的に決めてはおりませんが、できるだけ平成25年度中にはそうした組織編成につきましてやはり真剣に考えていく、そうしたことが必要だというふうに思っております。先ほどのいろいろな議論の中でも出ていましたように、対応できる職員数が減ってきておりますので、やはり形としましても、今のままの現状ではなかなか住民ニーズに対応し切れない部分もありますので、それらのことも考え合わせた上で、できるだけ早い時期に組織の見直しをさせていただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 私もこの3年間で15%のカットをしなければならないということになりますと、本当に大胆な改革が私は必要であろうと思います。

これは、私、素人が言うんでまことに申しわけないんですけど、例えば課、これだけ今17人ほど課長さんがおられるように思うんですが、その課長さん、課を統合するなり、17人を15人にしたり、14人にしたりというようなことだって、私、素人が言うんでわかりませんが、仕事は大変でしょう、無駄だと言うとるわけではありません。ただそういうふうなことも考えていたり、あともう一つは、これは町民さんがおっしゃった声でありますけども、副町長のポストって要るんだろうかというようなことを。決して私は堀口副町長が個人的に要らないということをおしり上げとるわけではありません。堀口副町長は大変優秀な方ですんで、与謝野町にはなくてはならない人材であると私は思っておりますが、ただ副町長のポストそのものが要るかどうかというようなことを町民の声ではあります、実際に。例えばほかの総務課長が副町長を兼任したり、ほかの人が兼任するようなことができるんじゃないかというような声もあります、町長、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 衝撃的な発言がございましたんでびっくりしておりますけれども、やはり議会にも議長と、議長の事故あるときには副議長がというふうなことであります。そうした意味で、やはり私の仕事の中で、やはり役割分担をすべきところもありますし、これだけ町村が少なくなってきたいろいろなことがあります、中だけのことを私が見ているわけにいかない、外での会議等も多くなってきましたし、京都府の町村会の副も受けていますので、それに伴っていろいろな事業も、あるいは行事にも参加する必要がある、会議にも参加する必要があったりしますので、今回私が骨折したりしたときも大変頑張ってその穴を埋めてもらいました。そうした意味でも、やはりいろいろな町の町政をスムーズに進めていくためには、やはり副町長、私自身は2人あってもいいぐらいに思っているんですけれども、やはりそれらの役割分担をする中で、決して、やはり課長とは違う全体を眺めて見ていく、また私の代理としていろいろな発言もするというような重要なポストだと思っておりますので、むしろ1人ではなしに2人欲しいぐらいのそんな感じですけども、そこを頑張ってやってもらっております。

どこの町村、市も含めまして、今まで助役という形で2名おられたりしたところも少なくなってきたりしておりますので、そうした意味では大事なポストだというふうに思っておりますので、町政をやはりスムーズに進めるために必要な重要なポストだというふうに私自身は認識しております。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 町長の思いはよくわかりました。自分の体一つでは足らんような思いであるというようなことだろうと思います。

しかしながら、町民の目というのは、目立たないところにおいてはもう非常に厳しく判断をされておられます。財政が厳しい中なのでこういうようなことが出てくるのかなというふうに思っておりますけども、その辺は私自身もよくわからない部分でありますので、その辺はこの程度にしておきたいと思っております。

次の2点目の小規模多機能施設の問題ですけれども、私が聞いたところでは2件、これは設置義務はないんです。法律的には設置義務はないんですが、スプリンクラーが設置されていないところがございました。そこは1平方メートルに9,000円の補助が出るんですけども、それだけではとても賄えないという現状があるようでありまして、かなりの身出しをしなきゃいけないというふうなお話も聞かせていただいております、町のほうでこれを100%の補助ができませんかというふうな考えで私はおるんですが、町長のご意見どうでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この施設等も、できた順番の古いところから、最近できたものは、もう3つのその設備は整っています。はじめのころにつくられたものの中には、3つはそろっていないところがありますけれども、それでも今のところ、決してそれは違法でも何でも無い、努力してそういった形をとっておられます。ですから、府のほうの、先ほど言われました介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金というのが1平方メートル当たり9,000円ついておりますので、それらを利用して何とか設置できるような方向を考えていただくということを指導してまいりたいというふうに思います。

町で100%ということにつきましては、ちょっとやはりこれは本来業者のその施設の方がやっぱりするべきものだというふうに思いますし、補助制度の中で、あるいはそうしたものを新たにつくるのかということにつきましても、もう既にきちっとつけて、同じ経営の方ですけれども、つけておられますので、十分ご承知のことだと思いますので、できるだけ努力してつけていただくように指導してまいりたいと思います。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） こういった民間の建物を改造してしておられる小さな施設なんかは、本当に経営も楽ではないというふうに聞いております。そういったところに。

今後は、そういったところは新しい施設ができれば、それで小さいところがあった場合には、こういうスプリンクラーを設置しなさいという条件で認められるということはお考えになりませんか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと意味がわからなかったんですけど、新たにつくられるところについては、もう今はそうですけれども、厳格化していくということはわかっておりますので、できれば当初の投資の中にそれらの分も含めて計算をしていただくということになるというふうに思います。

今でも決して設置が義務づけられているわけではないですけども、何とかそうしたことが起こったときに困らないようにということでお考えになっておりますので、それぞれ相談をさせていただいて、もう少し推進といいますか、していただけるような指導はしてまいりたいと思います。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） ぜひともスプリンクラーが設置できますように、町のほうからもご指導なり、援助なりがしていただきたいというふうに思っております。やっぱり人命にかかわることですので、またグループホーム、あるいは小規模多機能施設だけじゃなく、その周りの民家にも影響があるというふうに私は考えますので、何とか早くこれが設置されますようご努力をお願い

したいと思います。

次の質問に移ります。

表彰規定、名誉町民表彰の基準についてのことでありますが、今後推進委員会等もつくりながら改善していくというようなことをおっしゃったように私は先ほど聞いたんですが、今、町長の気持ちの中で、糸井選手については表彰しようと思っておられるのかどうか。もちろん推進委員会を設置して決められればいいんですが、町長としてはどういうふうに思っておられるのか教えていただけますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） この議会の中でも、そういうことも前、家城議員のほうからご質問がございました。そのことについてはやぶさかではないんですけども、やはりもう少しきちっと整備した上で、やはり誰もが納得できるような、そうしたシステムの中でその方を推薦していけるような、そうしたものをきちっといま一度ちょっと見直したいというふうに思っております。

これからは非常にいろんな場面で、スポーツだけではなくに活躍していただいている方たちもそうしたところに当てはめていけるように、名誉町民といいますと、やはりある程度、日本中、あるいは世界中という、そうしたところでのあれですし、町としては、国とは違う、与謝野町内においてやっぱり我が町のやはり名誉を高めてもらったという基準でやればいいというふうに思いますけれども、もう少しちょっと、前回にもそのことを整理するべきだというふうな思いでございましたけれども、もうロンドンへ行かれるという、そうしたことが決まっておりますので、それについて推薦をさせていただくということにしたわけですけれども、誰もがどうでかということが明確にわかるような形をちょっともう少し考えさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。ぜひとも糸井嘉男選手はこういったものに表彰できるような方向でお願いしたいというふうに私の気持ちは思っております。

次の質問に移らせていただきます。

私、橋立中学校につきましてはちょっと勘違いしておりまして、弓道が必修化になったというふうに新聞を見てそう感じてしまったんですけども、実は柔道であったと。弓道は、あれは3年生だけやっておられたんですね。

私、弓道は大変、私も1度だけちょっとさせてもらったことがあるんですが、礼に始まって礼に終わる、礼節を重んじるスポーツでございます。結果よりも礼節を重んじるスポーツでございますので。スポーツというたらおかしいですね。武道でありますので。これは非常にしつけとかというようなことにも非常にいいんじゃないかというふうに私は考えておりますが、今後もずっとこの弓道というものは橋立中学校においてはやられるつもりでおられるのかどうか。やってほしいんですけども、やられるかどうかちょっとお聞きします。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

先ほど答弁させていただきましたように、学校の広報をするときの間違いが若干あったと、そのように思いますので、新聞報道が必修だというような報道をされたわけでございまして、これは学校の広報のあり方の問題で誤解を与えたと、そのように思っております。

したがいまして、あくまでも体育の授業としての教育活動ではなく、先ほど申しましたように、総合的な学習の時間の一環の取り組みとして学校が弓道を3年生に、先ほど申しましたように、議員も仰せのとおり、礼節とかいうことと、それから日本の伝統的な武道というものを体験させるというそういう意図で取り入れて、授業の中で生徒たちが学んだということでございます。

いずれにしても、現在、橋立中学校がそれを今後とも継続していくというふうには私ども聞いていませんので、これはあくまでも学校の教育活動の一環でございますので、校長の裁量に属する問題でございますので、私どもからとやかく言うことはできません。議員仰せのとおり、取り入れて教育活動をしていただくことについては、私は否定するものではございません。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 弓道は、橋立中学校が独自に取り入れておられたということだったというように思います。

あと、今現在、先ほど聞いたんではちょっと私間違っておるかわかりませんが、外部の指導者は、今現在では男子ソフトテニス部がされておるといことですね。ちょっともう一回確認させていただきます。済みません。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

先ほど紹介したのは、外部の指導者、簡単にいいましてコーチですね。招く府教委の施策として運動部活動地域連携再構築事業という、こういう長ったらしい事業がございまして、それを利用し、活用している運動部が、今年度は江陽中学校のソフトテニスに、男子のほうでお願いをして来ていただいて指導を受けているということでございます。過去、加悦中でもソフトボールとか、それから江陽中学校ではバスケットボールとか、そしてこの事業を活用して外部の方にコーチをしていただいていたという実績があるということをご述べさせていただきました。

だから、この事業を活用しなければ外部からコーチを招いて指導をしていただくということができないという意味じゃございません。先ほど言いましたように、あくまでもボランティア、あるいは学校を支援していくという、そうした範疇、あるいは、また社会人講師とみなして外部の方の指導を受けている例はございます。以上でございます。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） その制度を、外部の指導者を、京都府の制度はどこの中学校でもできるということでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） どこの学校でも手を挙げれば、そして、それが認められれば適用をされます。ただ、やはりこれは学校の校長の判断がございまして、人選も難しいという側面はございます。議員もご存じだと思いますけど、学校には必ずクラブには教員がその顧問として指導に当たります。そうしますと、そのコンビの問題もございまして、一概に全ての、どなたでもいいという話には、これはなりません。やはりその部の活動が円滑に、そして活動の趣旨、目標が達成されることが必要でございますので、その辺につきましては校長の裁量でございますので、私どもからはとやかく言えない範疇でございます。以上です。

議 長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今現在、江陽中学校でソフトテニスの外部指導をお願いしておるとい、これはその外部指導のコーチをお願いしたことによる成果というようなものはあるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 私は成果があると、そのように思っております。やはり教員が万能ではございませんし、そして先ほど申しましたように、部活動には、教諭職はやはり顧問として使わなければなりません。ただ、その顧問が必ずしも、スポーツでいいますと、そのスポーツに造詣があり技術スキルを持っているだとか、そうした場合はございませんので、そうしたところをサポートしていくための事業が、先ほど紹介した事業でございます。以上でございます。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） それなら、それだけ成果があるということならば、やはりそれはもうどこの学校でも取り入れるべきかなというふうに思いますし、これは各学校に1つというようなことになるとるんですか。それとも10部活があれば、10要望すればできるというものでしょうか。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 何事にも先立つものが必要でございます、府教委がこの事業に充てている予算の範囲がございますので、余り多くなりますと審査の対象になるんじゃないかと、そのように思っています。今までその事例があったということは聞いておりません。

しかし、先ほど申しましたように、やはり教員が全ての顧問をしている部、そのほうに技術や造詣を持っているとは限りませんので、やはりそのために。しかし、少しでも生徒たちにいい成果が得られるような形をどう整えていくかということは、やはり校長がやっぱり考えていくことだと、そのように思っております。

私自身としては、せっかくある制度ですから活用してもらったらありがたいと、そのように思います。以上です。

議長（赤松孝一） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。学校側が活用するかどうかということのようではありますが。

それから体罰の件は、与謝野町においてはなかったという報告だったと思います。それを聞きましてほっとしております。全国的にこれだけ報道されますと、我が町はどうなんだろうという思いで質問をさせていただきました。それはなかったということで、今後こういうことはいつまでも、今ないから次もないということはないと思いますんで、何ぼでも子供たちというのは数が、新しい子供たちがふえてきますんで、そういったことにも十分目を配って私たちはいかないけないというふうに思っております。

以上で質問を終わります。

議長（赤松孝一） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、議長のお許しを得ましたので、平成25年3月定例会の一般質問を行わせていただきます。

今回は1点で、安心と安全の地域づくりというこのテーマで、防犯・防災について質問をさせていただきたいと思っております。



防犯・防災の質問については、今回2回目であり、2年前の3月定例会、ちょうど東日本大震災の1日前であったというふうに記憶をいたしております。震災の犠牲となられた多くの方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、現在も避難をされている皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

震災発生から2年を迎えましたが、復興とはいえば、昨日、新聞、テレビ等でも報道がありますとおり、特に被害の大きかった岩手、宮城両県では住宅再建が徐々に進みつつあるものの、地域による復興格差も目立ってきております。また、福島第1原発事故に見舞われた福島県では放射性物質を取り除く除染がおくれ、県内外に避難された方の帰還は遅々として進んでいない、こういった状況であります。復興庁によれば、今も31万5,100名余りが仮設住宅や借り上げ民間賃貸住宅に入居をされるなど避難生活を余儀なくされており、避難生活で体調を崩して亡くなった震災関連死も2,003名にのぼり、その関連死の中には自殺をされた方もおられ、大変悲しいことでもあります。

余りにも遅い復興に、生活も生業も再建の目途が立たず、不安が募り、被災者や被災自治体からも怒りの声が寄せられております。もっとスピード感を持って、一日も早い復興を願うとともに、この教訓を伝え、そして決して風化をさせてはならないというふうに考えております。

大震災、原発事故に見られるように、先人たちも経験したことのない災害に備えるハード・ソフト面による仕組みづくりが最重要課題であるということは言うまでもありません。一方、日常生活における安心・安全の確保は、自助・共助・公助の連動が常にうまくいっていることが重要だと考えております。そのためには、町民の皆さんの理解と参加による支え合いによる安心感の持てるまちづくりの環境が優先であります。そのような観点から、安全・安心な地域づくりについて質問をしたいと思っております。

まず、防犯についてであります。

子供たちが1日の大半を過ごす保育所、学校は安全な環境でなければならず、安全であってこそ、そこでの取り組み、先生の努力が実を結ぶ、そういうふうに考えています。また、保護者の方も安心して働くことができます。平成22年度の学校、また保育所も含める犯罪件数は3万1,886件であり、全体の刑法認知数の2%というふうになっています。凶悪犯45件、粗暴犯1,697件、乗物盗9,831件、非侵入窃盗8,906件、侵入窃盗2,669件というふうに、全国の学校、保育所の犯罪は窃盗、これが多く発生しているのがわかります。学校、保育所には盗まれるものがないと安心して防犯の意識の低さも一因となっております。盗まれるものは決して現金だけではありません。パソコン、薬品、楽器、野球道具などクラブ活動用具なども狙われているという、こういうふうな状況であります。

このように学校や保育所での不審者の侵入が多いわけですが、窃盗被害だけではなく、不審者と遭遇をすれば、大切な子供の命も危険にさらすこととなります。ハードとソフトの両面で不審者を侵入させないこと。万が一侵入があった場合には、速やかに検知し、対応すること。しかし、しかるべきところに緊急通報装置が簡単に通報できる、このような状況が重要であります。

学校荒らしでは、財物犯と侵入者による児童・生徒に対する身体犯、この2つに分かれますが、平成11年に京都市日野小学校、平成13年6月には大阪教育大学附属池田小学校、平成15年には宇治市立宇治小学校で起きた事件は、学校施設の安全管理、中でも防犯対策のあり方を改め

て問うものでありました。これらの事件を機に、全国の学校では学校施設の安全管理、防犯対策が強化をされてまいりました。文科省の調査では、平成20年時点では95%の学校において何らかの防犯対策が実施されたというふうに発表をされており、当町での防犯対策についてお聞きしたいと思えます。

次に、防災。今回は特に防火についてであります。

平成24年度の宮津与謝管内での火災発生件数は25件であり、建物火災が16件、車両火災が1件、その他火災が8件であります。火災件数は前年、平成23年度と比べると1件減少はしましたが、建物火災による死者が4名というふうな結果となっております。これは昭和55年の宮津与謝消防組合発足以来、最悪の被害者となりました。

総務省消防庁の調べによると、これちょっと古いですが、平成21年で建物火災で死亡した人のうち、約9割が住宅火災によるものであります。そして、住宅火災で死亡した要因として最も多いのが逃げおくれで、全体の6%を占めております。また、住宅火災による死者を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者が6割と半数以上を占めており、今後さらに高齢化社会が進んでいくことで、死者の増加が懸念をされております。

ご承知のとおり、住宅用火災警報器は消防法第9条に及び、宮津与謝消防組合火災予防条例第29の2に基づき、全ての住宅への設置が義務づけをされたところであります。火災の早期発見と焼死者防止となる火災警報器は家族の命を守るために大きな効果があります。火災警報器の100%設置は大変重要であり、万一発生した場合には、家庭用消火器設置の啓発、これも重要だというふうに考えております。

それでは、質問に入りたいと思えます。

1. 当町での保育所・小学校・中学校ではどのような防犯対策、安全対策をとられているのか。また、非常時の対応、通報方法、護身用具等の設置状況は。また、課題は。
2. 登下校時における安全対策はどのように行っておられるのか。
3. 学童保育の利用者数は。また、学童保育のあり方、今後の課題は。
4. 当町での火災警報器の設置率、家庭用消火器の設置件数は。また、今後の設置率向上への取り組み、課題は。

以上が私の1回目の質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員ご質問の、安心と安全の地域づくりについての1点目、当町での保育所・小学校・中学校ではどのような防犯対策、安全対策をとっているか。また、非常時の対応方法、通報方法、護身用具等の設置状況は、また、課題はについてですが、まずは、保育所について答弁をさせていただきます。

最初に防犯対策、安全対策については、与謝野町保育指針に不審者への管理マニュアルを定めており、緊急時での対応手順や職員の具体的な役割分担、園外関係機関への連絡、通報体制などについて整理されています。このマニュアルに沿い、各保育所、園では定期的に防犯訓練や通報体制の訓練を実施しております。

また、緊急時の自動通報装置についてでございますが、野田川地域の保育所については以前か

ら設置されておりましたが、加悦地域、岩滝地域については平成24年度に整備が完了し、これで全ての保育所の通報体制は完了しました。

次に、護身具等の設置状況について申し上げますと、さすまた等については各保育所に全て設置しております。

課題としては、保育所敷地内への侵入を防ぐことは現実的には難しいため、園舎内への侵入阻止体制の徹底や、警察、近隣住民の皆様方への協力依頼など、地域総ぐるみでの支援体制をどのように構築するかが課題であろうかというふうに思います。

次に、幼稚園・小学校・中学校の状況について答弁させていただきます。

最初に防犯対策、安全対策についてですが、学校保健安全法第29条で危険等発生時対処要領を定めることが義務づけされており、当町の全校で危機管理マニュアル等を定めています。マニュアル等は実情を考慮して学校ごとに独自に作成されており、緊急時での対応手順や教職員の具体的な役割分担、校外関係機関への連絡体制などについて整理をされています。不審者侵入等の緊急時の対応など、迅速かつ適切な行動がとれるように、学校組織としての取り組みを行っています。

また、教職員を対象に防犯をテーマとした研修会や防犯訓練の実施、児童・生徒に対しても警察の協力を得て防犯訓練を実施しています。

非常時の対応方法、通報方法についてですが、普通教室等に非常押しボタン等が設置されている学校や、教職員に携帯型押しボタンを配付し、緊急時に対応できるようにしています。

護身具等は、さすまた、棒といった道具については各幼稚園、小・中学校において設置されており、中には催涙スプレーを設置している学校もあります。

課題としては、学校敷地内への侵入を防ぐことは現実的には難しいため、現状行っております校舎内への不審者侵入防止のためのインターホンの設置や来校者の対応受付などの強化、また家庭・PTAが地域関係機関、校種間、警察とも連携を強化することにより情報共有、緊急時の協力要請がスムーズに行えるような体制づくりが課題になるかというふうに思います。

2点目の、登下校時における安全対策はどのように行っているかについてですが、小学生へは防犯ブザーや笛の配布に加え、「子ども110番の家」の情報について周知徹底を図っています。また、通学路安全マップを作成して危険箇所等の共通認識を図るとともに、日ごろから通学路安全点検の励行、集団下校等の指導を行っております。

あわせて、警察官OB2名の方に「スクールガードリーダー」として、小学校の登下校時に通学路の巡回パトロールをしていただいたりしていますし、各学校においてもPTAの皆さんや「見守り隊」の地域の方々によって通学路の立ち番や付き添い下校といった取り組みもしていただいているところでございます。

地域連携が盛んな桑飼小学校で昨年実施され、児童手づくりの交通安全しおり配布のイベントは、学校付近を通行されるドライバーへ児童みずから安全運転を啓発するという事で新聞でも取り上げられるなど、地域住民と学校との連携事業として記憶に新しいことではないかと存じます。

次に、3点目の学童保育の利用者数と学童保育のあり方、今後の課題についてお答えいたします。

学童保育所は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な校外活動の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に設置し、保護者の方をはじめ、多くの皆様のご支援、ご協力により運営をしているものでございます。

入所していただける年齢基準は、与謝野町学童保育所条例の規定により、おおむね10歳未満、小学3年生までの児童を対象としているところですが、さまざまな事情により学童保育が必要である4年生から6年生の児童についても対象を広げた上で運営を行っているところです。

岩滝小学校区を除く全ての小学校区に学童保育所を設置しておりますが、現在の利用者数につきましても、施設や月により差があり、少ない月では利用者数が数名の施設から、定員30名を超える利用がある施設までありますが、全施設の定員数で申し上げますと、6割から9割の稼働率となっております。

なお、加悦学童におきましては、平常時から定員を大幅に超える利用があり、特に昨年の夏休み期間中につきましても、定員の約2倍に当たる60名を超える利用申し込みがありました。

また、町全体では、平成24年4月から平成25年1月までの1カ月平均の利用者数は148名となっておりますが、ピーク時の7月と8月は1カ月198名の方の利用がありました。

次に、学童保育のあり方と今後の課題ですが、現在、家庭環境では働く女性や核家族がふえる中で、共働き家庭やひとり親家庭の子供たちは、放課後や夏休みなどの長期休業日には子供だけで過ごすことになり、このような場合に子供たちが安心して生活を送ることができてこそ保護者も安心して働けることから、学童保育は、親の働く権利と家庭の生活を守る重要な役割を担っているものと考えているところです。

今後の大きな課題といたしましては、ふえ続ける利用者の対応が急務となっております。学童保育を必要とする全ての児童に利用していただきたいとのそうした思いから、本来の利用対象者である小学3年生までに加え、4年生以上の児童についても、さまざまなご家庭の事情を勘案し、施設と指導員の体制について順次整備を行った上でその要望に対応しておりましたが、収容人数が限界を超え、運営に支障を来すほか、本来優先的に入所できる低学年の児童に入所していただくことができず、やむなく待機をしていただく事例が発生してしまいました。

このことから、平成25年度の利用につきましても、利用が予測される人数及び施設の収容可能人数等を考慮し検討しました結果、これまでの入所要件では対応できないことから、条例の規定による小学3年生までを利用の対象とさせていただきます。

ただし、心身にハンディキャップのある等の特別な事情がある児童については、4年生から6年生についても利用の対象とさせていただくこととさせていただいたところです。

このことによりまして、今までご利用いただいていた4年生以上の児童につきましても利用の対象外となってしまう、保護者の方にはご心配やご迷惑をおかけすることになりますが、制度をご理解の上、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

また、指導員の確保も重要な課題であるというふうに考えております。

さらに、現在も利用人数に応じ適正な人数の指導員の配置を行っているところですが、指導員不足は恒久的な課題となっており、特に利用者が増大する夏休み期間中の指導員の確保や、心身にハンディキャップを持つ児童に安心してご利用していただけるよう、専門的な知識を持つ指導員の確保も大きな課題となっております。

ご質問の4点目、火災警報器、家庭用消火器の設置率等のご質問にお答えいたします。

当町の家庭用火災警報器の設置率ですが、本年2月28日現在の宮津与謝消防組合の調査では75.9%と、1年前の平成24年3月の調査と比較いたしますと約4.9%改善されております。

家庭用消火器の設置件数は、町でも、消防組合でも、実態は把握しておりません。

住宅用火災警報器の設置は、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務づけられ、この間、消防組合や町、消防団によります設置の啓発、さらには各地域でも共同購入の取り組みの推進に努めてきたところでございます。

現在でも消防組合、消防団と連携をとりながら、設置率向上に向け継続して取り組んでいるところであり、消防組合では設置率の低い地域を各戸訪問し、設置を呼びかけております。また、消防団でも、一昨年秋の火災予防週間には団員が各分団管轄内を各戸別訪問し設置調査と啓発活動を行っており、本年3月の火災予防週間におきましても設置調査を実施しています。

さらに戸別訪問のほか、「ひまわりふれ愛隊」によるFM告知放送での設置の呼びかけや、有線テレビを活用したPR番組の放映、広報よさへの掲載、チラシの配布など幅広く啓発を実施しております。

今後も引き続いてこれらの取り組みを消防組合、消防団と連携をとりながら推進し、設置率の向上を図っていきたいというふうに考えております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） ここで、昼食のため13時30分まで休憩といたします。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

和田議員、どうぞ。

2 番（和田裕之） 午前中、ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず1点目について、また再度確認をしたいと思います。

当町での保育所、小学校、そして中学校、これについての防犯対策ということでお聞きをいたしました。保育所、それから幼稚園、小学校、中学校という区分でご説明をいただきました。

まず、それぞれ不審者の管理マニュアルであったりだとか、危機管理マニュアル、これによって訓練をされておるといのはお聞きをいたしました。そこで、詳しくじゃなくても結構なんですけれども、不審者の対応訓練、こういったものもされておるといふことでよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのように聞いていますし、そのようになっているというふうに思っております。

これは旧町のときに、池田小学校のときに不審者が入ってきて子供たちが犠牲になったようなことがありまして、そのときに旧野田川ではそうしたことを少しでも防ぐ方法をPTAやら地元の人たちと一緒に考えて、それぞれの対応を考えたということがございます。それらを今度は大きい町になりまして、加悦や岩滝あたりのところも整備をして、100%とは言えませんが、我々ができ得る、そうした対応策を教育委員会とも考えて対応しているというところでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。池田小学校の件、冒頭にも述べましたとおり、それ以来いろいろな防犯対策というものがとられたというふうに、思っております。不審者の対応訓練、侵入場所はどこからといういろんなところを想定して、そしてまたいろんな行事などをあわせて、いろんな想定、シミュレーションをしてやっていただきたいなというふうに思っております。

そして次なんです、通報方法についてお聞きをしたわけですが、例の小学校の事件なんかの反省点を見ても、やっぱりそういう状況になるとパニックに陥るわけです。その中で逃げるのに精いっぱいであったりとかいうことで、警察への通報がおくれたということも挙げられておりますし、そして防犯センサーなんかの扱い方が、非常押しボタンなんかの分類に入ると思うんですけども、早いこと押せなかったというような反省点も出ておりますので、この点についてお聞きをしたわけでありませう。

以前、保育所については、町長おっしゃいましたように、野田川は全てついておりましたけれども、平成24年度にはついていなかった加悦と岩滝、つけていただいたということで、これについては安心をいたしております。

あと小学校、中学校に関してなんですけれども、ちょっと先ほどのご答弁でちょっとわかりにくかったんですけど、これに関してはまだついていないところがあるという、小学校、中学校です、という理解でよろしいでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 具体的なことは、現場のほうの教育委員会のほうから答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） 失礼いたします。私のほうから説明させていただきたいというように思います。

小・中学校の前に幼稚園ですけども、幼稚園につきましてもは保育所の取り組みに準じまして、全園ともこの平成24年度中に整備ができております。

それから小・中学校でございますけれども、それぞれ学校で対応が若干違いますが、防犯ブザーで対応しているところが、押しボタン式の防犯ブザーが岩屋小学校ほか5校ありまして、非常押しボタン式、教室にございますが、それを設置しとるところが4校、三河内小学校等あります。それから、加悦小学校では携帯式の緊急装置を携帯しているということでございます。

それから中学校につきましては、加悦中では防犯ブザー、それから江陽中では携帯式の防犯ブザーを用意しているということでございます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） わかりました。

次に、護身用具についてお伺いをしたいと思います。

以前のときには、ついていない保育所があるということでお聞きしとったわけですが、これは全部ついておるということで理解をさせていただいております。これに関してもですけども、幼稚園、小学校、中学校、どういうふうな状況になっているのか。場所はいいんですけども、ついていない学校があるかないかだけ、それだけちょっとお聞きをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。

以前にも和田議員からこの点については質問があったと、そのように思っております。それ以来、特に変わった点はありません。いわゆる各学校によってそれぞれの道具を工夫し、準備しています。さすまても、これは、さすまは普遍的でございます。それから、それぞれ工夫しまして、教員で相談して、それぞれ自分たちが使いやすいものを選んで、そして防御するように取り組んでおります。以前とは基本的には変わっておりません。以上です。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 事件以来、全国的にさすまたというのはほとんどと言っていいほどついとるんじゃないかなというふうに、九十数%はついているんじゃないかなというふうに認識をしております。

先ほどおっしゃいましたとおり、これは多分文科省のほうだと思うんですけども、こういう取り決めがなされているのかどうかかわからないですけれども、やっぱりこれはついていない箇所は、学校に任せられるのではなくて、建物の設置者といいますか、所有者といいますかの責任でやっぱり、ないところがあるのであれば完備というか、設置をしていただきたいなというふうに私は思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） また、教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 何を備えなければならないという、そうした決めはございませんので、やはり現場で対応していただきます学校の教職員が、これがいいもんだと、使いやすいんだということを私は優先すべきだと、そのように思っております。例えばさすまた、確かに不審者との距離をとるにはいいものかもしれませんが、しかしご存じのとおり、あれは柄がついております。長いです。例えば幼稚園の廊下一つしましても狭いもんです。そんなところでそれを有効に振り回せるかどうかといいましたら、これはなかなか難しいことだと思っております。

だから、私はよく現場の校長なんか言うんですけど、まずは、もう廊下なら廊下にバリケードつくれと。机やイスを出して、そして侵入者が侵入しにくい状況をつくることも大切だということもアドバイスもさせてもらっております。いずれにしろ、防御するためにいいものだ現場が考えれば、それについては私たちは保障していかなければならないと。そして保障していっとるつもりであります。以上です。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 各学校によって何を置くか、さすまたを置かれるのか、催涙スプレーの話がさっき出ておりましたけれども、それぞれの学校で考えていただくということなんだと思います。

おっしゃるとおり、さすまたというものは間合いをとるもんであって、振り回すもんでなく保護ですね。壁に押し当てるだとか、床に押しつけるということで、1人でやるにはちょっと無理があるというのと、あと返り討ちに遭うということですね。そういった失敗すれば危険なことも伴いますんで、だから抑止力という面では警戒棒、そして催涙スプレー、これが効果的であ

ります。

とりあえず暴漢が来たときに何もない状態で相手に立ち向かうというのは非常に危険なことなので、やっぱり日ごろから備えるものは備えていただいて、もし万が一のとき、生徒を守ったりだとか教職員の方を守るにはやっぱりそういったものも必要だというふうに思っています。現に私もそういうことが2度ほどありましたけれども、そんな簡単に押さえられるものじゃないんですね。やっぱりふだんから訓練しとるからこそできるものであって、やっぱりそういったことは重要だと思っていますので、ぜひその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

質問を変えます。

次に、登下校時における安全対策、これについてですけれども、町長ご答弁あったように、防犯ブザー、笛とか、子ども110番の家ですね。これも多くの方にご協力をいただいて安全にしているなというふうに思っております。

私も先般、おっしゃいましたとおり、PTAの見守り隊、これにちょっと参加させてもらったんですけれども、やっぱり保護者も一緒になって守っていくという、こういう姿勢が大事なのかなど。私らみたいに自営業やつとると時間の都合もつくんですけれども、やっぱり勤めていらっしゃる方は休んで来られたりだとかいうこともお聞きをいたしました。ですが、やっぱり防犯意識というものは、やっぱり皆さん子供を守るためにいろいろとそういう思いはあるのかなというふうに感じております。引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

3番目の学童保育についてであります。これの利用者というか、これ年々やっぱり核家族化、それであってはやっぱりそういう状況で利用者もふえてくると思うんですけれども、今後の改修だとか建てかえというその点についてはどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ、今後どういった形に小学校あたりがなっていくのかということも含めた中で今後検討は必要になってくるかと思っておりますけれども、今の段階では、今使われておりますところについて、そこに設置したものの利用がうまくスムーズにいくようなそうした方法を考えさせていただきたいということで、人数の多い地域につきましては、従来の10歳未満のお子たちを優先して預かるということをまずさせていただきたい。それと、特にハンディキャップのある子たちについての受け入れは同じようにさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 学童保育に関しては、総合計画の後期計画、これで一部の老朽化があるというふうに書かれております。私ちょっと心配するのが、耐震ですとか、そういった面の安全はどのようにお考えなのかをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今使っているところが大変老朽化していて危険であるということも十分承知しておりますけれども、今の今、なかなか全面改築、あるいはまた違った場所にとということにはならないもんですから、目につく危険な箇所といいますか、そうしたところの小修繕に終わっているということですが、これらもやはり小学校の再編等も含めた中でしっかりとその地域にどのような施設といいますか、新たな場所を見つけるのかというようなことも含めて考える必要があるというふうには認識しております。



議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 小学校なんかは耐震が全て完了しとるわけで、これに関してはちょっとまだ不安が残る点があるんですけども、宮津市さんなんかを見ても、まだ小学校も耐震できていないところもあるようにお聞きをしております。

今回の大型補正で、一部というか、それに使えるようなことをお聞きをしておるんですけども、その点のこの認識はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと聞き取りにくかったんですけど、そうした補正を使って学童保育にしているところを改修していくということでしょうか。

今のところ、うちの町の中ではそこまで考えておりません。実際のところ、学童保育をしていない地域もありますし、それらも含めてやはり統一的なものを出す必要があるというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひ検討していただいて、やっぱり危ないところがあれば、できるだけ改善していただくようお願いをしたいというふうに思います。

最後の火災警報器の設置率についてお聞きをいたしました。ちょっと町長がおっしゃった数字は、多分最新のものだと思うんです。私がお聞きしとったのは3月31日現在のものにして、宮津市さんの場合が72.7%、伊根町さんが96.8%、与謝野町が71.0%というふうになっております。そして共同住宅、これを合わせた数字というのが、これ当然上がってくるわけでありまして、宮津市さんが80.9%、伊根町さんが98.5%、与謝野町が74.6%というふうにお聞きをいたしております。

いろいろと宮津与謝消防の方、そして消防団の方、ご協力をいただいて100%設置に向けて努力をしていただいているというふうに思っておりますが、何しろ、この場合は京都市のほうが割と多いわけです。こういう中で、与謝野町も何としてでもこれやっぱり100%を目指していただきたいと思っておりますけども、町のお考えと伺いますか、町長のお考えはどういうふうにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、一番最新のもので、宮津与謝管内の市町別のあれにつきましては、宮津市が81.0%、そして伊根町が98.5%、そして与謝野町が75.9%ということで、これは平成25年2月28日現在でございます。全国では77.5%、京都府下では87.5%というのが平均値となっております。

いずれにしても、本当に100%を目指してやる必要があるというふうに思いますし、せんだっての火災で亡くなられた、お年寄りが亡くなられたお宅を見ても、やっぱりそうした報知機がついていなかったがために発見がおくれたというような面もございます。そうした意味では、全地域につけていただくように、これは一応法律で決まっておりますので、そうした啓発を今以上に進めていきたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長おっしゃいますとおり、火災は早期発見ですね。そしてまた火災が発生した

ときに知る手段としては、やっぱり火災警報器ですね。これは非常に有効だというふうに思っております。これさえあれば、初期消火ができたり、避難できたりということがあるわけで、逃げおくれというのが防げるというふうに思っております。ぜひ100%を目指して啓発のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

消火器、これについては私はこれも必要だなと思ひんです。ただ、これは義務化というものがされておひません。以前というか、かなり昔だとは思ひんですけれども、これも消防署のほうでは消火器の本数を点検というか、されていたこともあったようにお聞きをしとるんですけれども、今の現状としては、私は半分もないんじゃないかなというふうに考へておひます。

火災の原因としては、それは火事がないが一番いいんですけれども、やっぱりまず初期消火ですね。これをする手段としては、やっぱり家庭用消火器、これが必要だし、大事だというふうに思っております。この点もやっぱり啓発していく必要があるんじゃないか、義務ではないんですけれども、必要があるんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、いかがお考へでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それこそ一昔前には消火器を設置するのに訪問販売等があつて、消防署からこういうのが義務づけられていますのでというような形で買わされたというような方があつたりして、なかなかその点は難しいところがございます。やはり自分の命、あるいは自分の家を守るのは、やはりそこに住んでいるそれぞれの方の、それはある意味最低限の義務だと思いますので、そうしたこともあわせて啓発をするような努力をしていきたいというふうに思っております。

ただ、なかなか消火器等も、昔のは薬剤をかえないとだめだとかいろんなことがありましたので、なかなか普及するのが難しかったのではないかと思います。それらもう少しどう方法がいいのか、啓発するにしてもどうした啓発の方法がいいのか、警報器とあわせてやはり皆さんに啓発をする、そうした町報等でお知らせもする必要があるかなというふうに感じておひます。

まずは、やはり自分で意識してそうしたことに取り組んでいただけたらと思ひます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） おっしゃるとおりかなというふうに思ひます。各個人にやっぱり命を守っていただくために、義務ではないといへども、警報器は義務ですね、つけていただく。消火器はやっぱり義務ではないんですけれども、やっぱりつけていただきたいなというふうに、私は個人的には思っております。

与謝野町の平成24年度の火災状況を見てみますと、一番多いのが電気関係ですね。これ漏電とかそういうものだと思います。その他火災が5件というふうに。あとたき火が4件という上位3つなんですけど。全国的に見ると、放火であつたり、こんろであつたり、たばこというものもあります。だから自分から火出さんでも、先ほど宮崎議員からあつたように、長崎のホームの火災というのは、そこにもあります加湿器、これのここから出火したということです。いざ火が出ると、やっぱり消火器が私は要するというふうに思っております。悪質販売で消火器を買ってもらおうというのはいけないんですけれども、ホームセンターあたりでも四、五千元で売つとるようなもんなんです、確かに詰めかえとかいうことになると手間もかかると思ひますけれども、

1家に1台は常備していただくようにしていただきたいという、そういうふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） これで、和田議員の一般質問を終わります。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは事前通告に基づきまして、平成25年3月定例会における一般質問を行います。

若者世代のI・Uターン促進政策、国公立大学の新設及び誘致活動の2件を取り上げていきます。

1件目は、若者世代のI・Uターン促進政策を問うについてです。

私は、これまでも高齢化や若者世代を中心とする人口流出が進む当町が地域力の維持や強化をしていくためには、地域外からの人材を積極的に誘致していく政策の立案とその運営が必要であるという観点から、総務省の制度である地域おこし協力隊制度の活用などを提言してきました。本日は、若者世代の人材誘致政策を促進していくための取り組みをより総合的に、I・Uターン促進政策パッケージとして推進していくべきという観点から質問を行いたいと思います。

1点目は、当町における若者世代のI・Uターン政策に対する見解及び取り組みについてです。

まちづくりにおいて重要な役割を果たす存在として、「ワカモノ・バカモノ・ヨソモノ」の3者を挙げる人は少なくありません。若者はエネルギーを、ばかものは目標の実現に向かって情熱的に突き進む突破力を、よそ者は新たな視点により地域資源を捉え直すアイデアを地域にもたらすと言われてきました。事実、この3者の活躍によりまちづくりに成功してきた事例を数多く挙げるすることができます。

私は、当町においてもこの3つの性質を備えた人材を誘致し、Iターン、Uターン促進政策において実現していくことができれば、より力強いまちづくりを進めることができると考えています。町としてどのような姿勢で本件に取り組まれているのか、見解をお伺いいたしたいと思います。

2点目は、町内企業の求人情報の把握と求職者への情報提供の状況についてです。この現実についてお伺いをいたしたいと思います。

3点目は、企業支援政策の立案についてです。

再三再四、その活用を提言してきました地域おこし協力隊制度に係る平成23年度地域おこし協力隊の任期終了に係るアンケート調査によれば、昨年度任期を終えた隊員100人のうち、5の方が地域に定住して起業をされています。繰り返しになりますが、この制度の趣旨の一つには、地方における効果的な外部人材の活用があります。よそ者の外からの目線を地域に取り込み、町の活性化剤にするという観点です。こうした方向性において、最も地域を活性化するのが、その地域での起業だと思います。私はIターン、Uターン促進政策の延長線上に企業支援施策を位置づけ、その支援を続けていく必要があると考えています。この見解についてお伺いいたします。

4点目は、空き家バンクの創設についてです。

昨年度、与謝野町空き家実態調査の結果が報告をされ、449戸の空き家や空き工場の存在が

明らかになりました。この報告を受けて、その現状の深刻さを感じるとともに、空き家管理条例、中古住宅の入居促進政策の推進、そして空き家バンクの創設など、早急かつ幅広い対策を講じていく必要があると改めて感じています。来年度予算案においても、商工観光課が所管する事業の中には、空き工場、空き店舗の調査による仕事場の確保などの項目が挙げられ、積極的な利活用への姿勢が見受けられます。私は、当町への移住や帰郷を望む若者世代が地域の資源でもある空き家や空き工場を利活用することができるよう、空き家バンクの創設を実現していくべきだと考えています。この点についてもご見解をお伺いいたします。

第5点目は、丹後Uターンセンターとの連携状況です。

丹後Uターンセンターは丹後広域振興局内に設置をされており、I・Uターン希望者や、北部への就職を希望される方の支援を行っていると聞いています。当町と丹後Uターンセンターとの連携状況についてはいかがなものなのでしょうか。現状についてお伺いいたします。

それでは2件目の質問、国公立大学の新設及び誘致活動等に移ります。

私は、次に掲げる3つの主な理由により、京都府北部に国公立大学をつくりたいと考えています。

1つ目は、この地域で育つ子供たちに高校卒業の進路の選択肢をふやしてあげたいという理由です。

私は、この議席をあずかった直後から今まで、京都市、大阪市、東京都、仙台市などの都市部で機会あるごとに、与謝野町をはじめ、丹後地域を出身地に持つ大学生や出身者の皆さんと対話を重ねてきました。ふるさとを離れて、それぞれの場所で大学生、あるいは社会人として生活する彼ら、彼女たちに、高校卒業後の進路選択についても尋ねてきました。「もし実家から通うことができる大学があれば、地元に残っていましたか」という問いです。この問いに対して、多くの方が「はい」と答えてくれています。私はこうしたうれしい言葉を返してくれる子供たちのために、地元の大学に通えるという選択肢を提供してあげたいと思います。

2つ目は、地域経済の強化を促進したいという理由です。

現在の日本では、全ての都道府県に国立大学法人が設置されています。これは教育の均等化政策として行われてきました。しかし、一たび大学が設置されると、さまざまな外部効果が生まれます。大学は遠方から学生を集めますし、それに伴いこれらの学生が住居を借りることで、地域には不動産需要が生まれます。学生は、またアルバイトとして地域に安価な労働力を提供してくれますし、旺盛な消費の主体でもあります。地域外からやってきた学生が実家から受け取る仕送りが、地域社会にとっては重要な、いわゆる外貨となります。つまり、大学は地域にとっても有用な地域経済の強化施策となり得るということです。

そして3つ目は、新しい大学教育の模索を始めるべきだという個人的な見解です。

IT革命などを通じて世界は国家の枠組みを大きく超え、地球規模で異文化間の直接的なつながりが可能となる、先ほども教育長がおっしゃいましたが、グローバルな社会を迎えています。こうした大きな転換期を迎えた世界で、日本の大学は学生たちに未来を生き抜くための力をつけるため、時代の変化に対応した教育を提供できているのかどうか。私は必ずしもそうではないという印象を持っています。未来を生きる次なる世代のために、彼ら、彼女たちが生きることになる未来を想定し、時代の変化に応じた大学教育のあり方について私たちなりの議論を始めるべき

だと考えています。

以上の観点から、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、京都府北部における国公立大学の新設、誘致活動に対する当町の見解及び取り組みについてです。

2点目は、当地域に国公立大学が立地するとしたら、どのような大学を求めるのかについてです。

以上の2点をお伺いいたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員のご質問の1番目、若者世代のU・Iターン促進政策を問うについてお答えいたします。

当町の平成18年3月末の人口は2万5,720人でありましたが、平成25年1月末では2万3,938人と、わずか7年弱で1,782人減少しており、人口減少に歯どめがかからない状況となっております。一概には言えませんが、労働力人口の減少や産業活動の担い手が不足していき、地場産業だけではなく、町内産業の弱体化につながるものと懸念をされます。

一方、I・Uターンを望まれる方の主な理由といたしましては、「自分が育った地域だから」、「自然が豊かなところでのんびり生活がしたい」、「その地域に親族・友人・知人が多い」、「仕事以外の生活も充実させたい」など、その思いは多種多様なものであります。

また、I・Uターン促進政策を行う上で効果的な取り組みといたしましては、子育て世代への支援による定住策や産業活性化・企業誘致などによる働く場所の拡大、団塊の世代へのU・J・Iターンの促進などが重要な施策であるというふうには認識いたしております。

現在、第1次総合計画の後期計画がまとめられ、また産業振興会議におきまして、産業振興ビジョンの行動プログラムの絞込みや、与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念である地域循環型経済の構築にかかわる方策などにつきましてご議論いただいております。単に商工業だけでなく、観光・農業・福祉・医療・教育・保育などさまざまな分野が連携することで、それらの取り組みの効果があらわれてくるものというふうにご考えております。

京都府では、丹後広域振興局内にUターンセンターを設置し、I・Uターン希望者や北部への就職希望者への支援を行っており、当町も町ホームページへの掲載や成人式での資料配付、また「たんご就職フェア」では登録・相談コーナーの開設など連携協力し、取り組みを行っております。

次に、町内企業の求人情報の把握と求職者への情報提供の状況でございますが、現在、峰山公共職業安定所から週1回、商工観光課へ求人情報データが来ており、それにより町内企業の求人状況の把握を行っております。また、この求人情報データを紙に打ち出し、各庁舎の窓口へ配架し、必要な方にご利用いただいている状況でございます。

次に、起業支援政策の立案であります。現在、公共職業安定所などが行っております創業支援助成金などの制度のほかに、町では産業振興施策といたしまして、新たに起業や事業拡大など一定の要件はございますが、支援施策を設けておりますので、業界の皆様方が有効に活用していただき活性化を図っていただければと思っております。

また、京都府が各市町村の商工会議所や、あるいは商工会の経営支援員を中小企業応援隊として委嘱され、創業や経営改善などトータルの相談を受けていただける支援制度もございますので、商工会に加入いただきご活用いただければというふうに思っております。

次に、空き家バンクの創設でございますが、現在、商工観光課で重要伝統的建造物群保存地区指定のちりめん街道に限定した形での空き家登録制度の検討・協議を進めております。

また、京都府の新規の農業補助事業メニューで、明日のむら人移住促進事業費の中に、空き家流動化対策として、移住者確保のために空き家を活用した定住住宅の整備等を支援し農村を活性化させる対策が盛り込まれており、その活用も含め、状況を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、丹後Uターンセンターとの連携状況でございますが、先ほども少し触れましたが、I・Uターン希望者がUターンセンターに相談し、そこで登録を行っていただきますと、相談内容に応じて専門アドバイザーから地元の求人情報など、希望に応じた情報の提供を受けることができます。また、今までUターンセンターを活用して地元で就職された方のコメントや、各市町の子育て制度、生活関連情報などが載ったU・Iターン情報誌「ユートピア」や「たんご就職フェア」などの開催情報も登録者宛てに送られるというふうにお聞きいたしております。

センターとの連携につきましては、今年の1月13日に行われました成人式におきまして、丹後UターンセンターのPR・登録に関するチラシを資料として入れておきまして、その後、センターへの登録につながったとお聞きをしておりますし、臨時職員の募集などの情報も提供をいたしております。

ご質問の2番目、国公立大学の新設及び誘致活動を問うについてお答えいたします。

2点についてお尋ねですが、あわせて答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、京都府は政令指定都市、京都市があることなどから、南部に大学等の高等教育機関が集中するなど、資本や経済も含めて南北格差が大きいという現実があります。これは、歴史的な背景や道路をはじめとしたインフラ整備が遅々として進んでいなかったということも大きな原因であり、議員もご承知のとおりと思います。

このような環境では企業誘致も厳しいことから、大学の新設・誘致に取り組んではとのことですが、全国的に少子化が進む中で学生数の減少が続いており、経営破綻する大学も年々ふえてきているという状況でございます。さらに、実績のある有名大学に人気が集まるなど明暗がはっきりしており、大学を新設して経営するには極めて高いハードルがあるという現実がございます。大学の募集定員数に比べ入学希望者数が激減している中、大学倒産時代と言われる状況下では、大学新設は非常に困難というふうに考えております。

また、既存大学の誘致についてですが、一部の学部や研究機関などを誘致することは全く不可能なことではないとは思いますが、相手があることでもございますし、難しい課題を整理していかなければならないというふうに思います。

本町では、現在、地域振興やまちづくりなどの課題解決に向けまして、大学連携による取り組みが推進されております。滝・金屋地区のXキャンプなどがその一例ですが、こうした一つの目的に向けたプロジェクトを地域と大学との交流、連携によって取り組み、推進することが、地域の活性化を図る意味でも現実的な施策ではないかというふうに考えております。

以上で、山添議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） それでは、若者世代のI・Uターン促進政策について、重ねて質疑を行いたいというふうに思います。

まず1点目の町の総合的な考え方についてですけれども、先ほど町長のほうからご答弁いただきましたように、さまざまな領域の中で、さまざまな課が事業を行っているといったような状況だというふうに思っております。平成25年度の予算案を見ましても、例えば商工観光課、農林課などがI・Uターン促進につながるような施策をそれぞれ提案をさせていただいております。もちろん、こうした提案については各課がその事業を推進していく必要があるかというふうに思いますけれども、こうした各課にまたがる施策についてしっかりと統括をする、そうした仕組みづくりが必要なのではないかというふうに思っております。

その観点からお話を申し上げますと、こうしたI・Uターン促進政策については民間に業務委託をするといったような手段もあるのではないかというふうに思うんですけれども、こうした点はどのようにお考えになりますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） それも一つの方法であろうかと思えます。しかし、現実のところ、担い手が不足している農業関係者の方たち、やはりそれを受け入れて、そして育てて、そして現実、その農業組織の中で大変力を発揮していただいている若者もあるわけですし、また商工業のほうではそうした違った、同じするにしましても有利な補助制度を生かしながらそうしたことをしていこうと思えますと、やはりそれぞれ関連するところでの受け入れが整うような、そうしたことが必要かと思えます。

ただ、就業するために受け入れるということもありますし、先ほど最後にもご紹介したように、大学との連携でこちらに若い人たちが入ってきて、若い人たちの目でこの地域を見て、そしてその中でいろんなアイデアをいただく。

また、せんだってちょっと申しましたけども、佛教大学へ行って話をさせていただいたその中で、あそこも福祉につきましては大変進んだ大学でございます。与謝野町の福祉施策について非常に興味を持たれてお声がかかったんですけれども、反対にこちらから、「できましたら佛教大の生徒さんたちがこちらに来ていただいて、うちの町の進めている福祉施策等を研究していただいて、その中から今後どうした方策が有効なのか、またどうした協力がお互いにできるのかというふうなことを考えてほしい」と言って注文をつけておりましたら、早速、福祉法人のほうにうちのほうから行かせていただいて、勉強がさせていただきたいというふうなお声がかかっていると思えます。

ですから、形はどんな形であろうと、やはりこの与謝野町が元気になる一つの方法としてあらゆる課、教育委員会でもそうでしょうし、そうしたところで物を考えていくことも必要ではないかと思えます。それで、その形はいろいろとあるでしょうし、それぞれの分野で可能な方法をとってやっていくということが必要だと思っております。

それらの情報交換につきましては、やはりまちづくり本部会等で今こういう状況だというお互いに報告をし合って、また方向性を決めていくというようなやり方で、今なかなか統括した形で

やりましても焦点がぼけてしまいますので、今のやり方のほうが的確に対応がしていけるのではないかなというふうに私自身は考えております。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 町長がおっしゃいましたように、いろんな課がそれぞれの政策をしていらっしゃるんですけど、その成果というものはそれぞれ挙げていただいているというふうに思っております。そうした中でも、やはり一つの政策パッケージとして、この移住促進であったりとか帰郷促進はやっていったほうがより効果があるのではないかなというふうな予測の中でこうした提案をさせていただきました。

しかしながら、町長がそのようにおっしゃるのならば、そうした体制の中で精いっぱい成果を上げていただきますようお願い申し上げたいというふうに思っています。

今後、移住、定住、そして帰郷政策については、より推進されるお気持ちはありますでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、これだけ人口が減ってきます。そうしますと、やはりこの地元で育った方が巣立っていかれて、またそうしたいろんな技術や考えを身につけた方がUターンしてくる、また違ったところからこの町へ入って一緒になって元気にしていこうという方を受け入れるそうした素地は大事なものだと思っておりますので、そうしたことには力を入れていきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 山添議員。

1 0 番（山添藤真） 私もそのように政策が促進されることを期待をしておりますし、来年度の予算案の中でも数々のそうした推進につながる事業というのが上がっておりますので、その成果については追って注視をしていきたいというふうに思います。

次に、町内企業の求人情報の把握と求職者への情報提供の状況についてですけれども、これも先ほどご答弁いただきましたように、ハローワークとの連携であったりとか、Uターンセンターとの連携の中でそれぞれの独自の取り組みをやっていらっしゃるのかなというふうに思っております。

こうした取り組みの成果という部分に関しては、与謝野町として把握をしていらっしゃる部分がありましたらご紹介をいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ハローワーク等、それこそ旧町のときにそうしたハローワークでやってられるようなことの野田川町版ができないかなというふうなことを考えたこともありました。しかし、やはりハローワークは国のそうした施策の中できっちりと情報を提供し、そしてそのことについてどれだけの応募があってどうしたというようなそうしたことをされますので、そうした情報については、直接は我々のところには届いておりません。

ただ、いろいろと求人情報につきましては、ハローワークからいただいたものをできるだけ多くの町民の方に知っていただきたいということで、前は回覧で、現在こういう求人がなされますというのを丹後の範囲でお知らせしておりましたけれども、なかなかそれも大変なことで、情報が知りたいという方につきましては、各庁舎にそうしたもののコピーを置いておりますので、



それを見ていただいてハローワークと直接お話をしていただけたらと。十分にそのことで、我々の町としてでき得る範囲はその程度のことかなというふうに思っております。

しかし、1人でも多くの方が職についていただくためには、町もやはり何らかの形で協力をしていく必要があるという、そういう気持ちは変わっておりません。

商工観光課のほうから補足させていただきます。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 少し情報の把握という点で、少しお話しさせていただきます。

平成24年度のたんご就職フェア、これは夏に例年行っておりまして、近年わーくばるで、ちょうどひまわりのあたりで就職フェアをさせていただいております。これは宮津、与謝、京丹後管内でございまして、平成21年度からの資料はございます。その中では、以前は250名からの参加がございまして、年々その状況も変わっておりまして、平成24年度では京丹後のアグリセンター大宮で開催をされましたが、そのときは100名強にまで減っていております。

そういう中で、またいろいろな機関と再度連携をとりまして、もう一度、平成25年度につきましてはわーくばるで開催をさせていただきたいといひますか、町のほうでも要望をいたしまして、今度は盆後に平成25年度ではわーくばるでたんご就職フェアを開催をしたいというふうに考えております。

それで、なかなか100名強の方が参加をされて、実際に採用に至りますのは10名程度というような採用の状況でございまして、その中では、介護福祉関係マッチング等のギャップもございまして、そういう中では、今後またどういふ方策があるのか検討をしていきたいというふうには思っております。以上でございます。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほどご紹介させていただきましたように、都市部の丹後出身の方とお話をするときに、やはり帰郷はしたいと。だけれども、地元には仕事がないだろうというふうにおっしゃる方というのは非常に多いです。一方で、町内の企業であったりとか、丹後地域の企業の方のお話を聞いていると、人材は募集をしているんだよと。こうした人材が欲しいと思っているんだというような話をされる方というのは意外と多いのかなというふうな印象を受けておりまして、こうした行政側の努力の積み重ねが、こうした状況を少しでもよくすることができるのではないかなというふうに思っておりますので、平成25年度の予算案の中でも、こうした取り組みについては事業が上がっております。この成果をより出せるように期待をさせていただきたいなというふうに思いました。

次に、企業支援の政策の立案についてですけれども、この企業支援の中、政策の中では、商工会であったり、商工観光課が中心となってこの施策についても取り組みをしてこられたというふうには思っております。例えば、実績というのを今ここでご紹介いただけるのであればいただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 商工観光課長のほうから答えさせます。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 十分な資料は持ち合わせておりませぬ、申しわけございませぬ。

平成24年度の部分での今の段階での実績ということで申し上げます。議員のほう、特に起業についてお尋ねでございまして、創業の部分では、平成24年度で2件ございました。そして、事業拡大ということで1件あっております。それから、販路開拓の部分では、1件予定をされております。新商品、新製品の開発につきましては、3件がございました。平成24年度の部分では、そんなような状況でございます。

まだ確定をいたしておりませんので、また確定しましたら報告をさせていただく機会があると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、この起業というのは、移住、定住、そして帰郷と非常に相性がいいものなのかなというふうに思っております。なぜならば、都会で力をつけた、スキルをつけた人材が地元に戻って自分のビジネスを始めていこうというような考えに至るのは至極当然のことでありまして、こうした方々の背中をいかに上手に押して上げてあげることというような観点は非常に大切だというふうに思っております。この施策を推進していくためには、やはり起業の支援だけではなくて、定住、移住、そして帰郷の政策がパッケージにならないとダメなのかなというふうに思いますので、このかけ合わせについても、今後については検討していただきたいというふうに思っております。

次に、空き家バンクの創設についてですけれども、先ほど町長のほうからご答弁いただきましたように、ちりめん街道に特化した形で空き家バンクの創設を考えていると、検討しているという状況だと伺いました。このより詳しい状況について、おっしゃっていただける範囲で報告していただきたいんですけれども、どうでしょう。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） まだ緒についたところですが、今までの状況の中で、経過等が商工観光課のほうからご報告させていただきます。

議長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えさせていただきます。

空き家バンクにつきましては、ちりめん街道調査研究委員会のほうから、提言書の中でも空き家バンクの創設についての提言がございまして、それについて、今、町のうちの担当課のほうでも調査をさせていただきまして、いわゆるちりめん街道内の重伝建の施設が老朽化をし、また高齢化をして維持ができない、そういう中での取り組みの中で、商工観光課としてどういうかわりができるのか、また商工会とも連携をとりながら、また地元の守り育てる会、また地元区の区長さんや会長さん方とも少し調整なり協議を重ねていっております、まだ条例の制定といたしますか、そういう部分では至っておりますけれども、そういう中では地元の方々のご意見なんかも聞かせていただいたり、また空き家バンクなり、その景観、その地域の活性化という部分では、今度3月25日、議会の日ではございますけれども、セミナーをちりめん街道活性化委員会のほうで開催をいただいて、地元の方々にも空き家バンクなり地域の活性化等の学習といたしますか、認識も深めていただきながら、この地域に合った、そういう空き家バンクを設置できればというふうに思っております。

まだ少しお時間はいただきたいかとは思いますが、そんなような状況でございまして、

その中で空き家を活用した地域での活性化なり、起業なり、事業展開なりが進んでいくような方向になればというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） この空き家の問題については、この議場の中でも何人も議員の方々が発言をされてきました。そうした発言も影響しているのか、この空き家バンクの創設についても、ちりめん街道に限った範囲の中ではありますけれども、一步前進をしているのかなというふうに思いまして、大変喜ばしい状況なのかなと思っております。

しかしながら、この一步というのは非常に大切な一步でありまして、この一步がどこにつながっていくのかということをしつかりと検証していただきながら、より全町域に今後広げていけるようにしていただきたいというふうに思っております。

この空き家バンクを使用していただき、移住者の方を呼び込んでいただくというような観点も忘れずに検討をいただきたいというふうに思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 空き家バンクにつきましては、個人の財産をどうするかということも含めて、大変難しいことが整理しなければならないことがあろうかと思えます。特にちりめん街道に限った空き家バンクの創設ということにつきましては、あの地域はやはり重伝地区でございます。朽ち果てるのを待つのか、やはり残して保全していくのか、その保全していくためにはどのような方法があるのかというようなことも含めて、個人の財産でもありますけれども、あそこの地域、ひいていえば、与謝野町の財産的な価値のあるものですから、それらを含めると、やはり全体である地域をどうしていくのか、また、そこにある空き家をどのように活用していくのか。きのうも岡西副知事も来られまして、あの地域も見ていただいております。いろいろな提言もいただきました。それらも頭に置きながら、今後どうしていくのか、いろんな方の知恵をかりる中で慎重に進めていく必要があるなというふうに感じております。

ですから、これができたから全て今後、調べはいたしましたけれども、そのほかの空き家をどうするかということにまでは、まだ当分遠い道のりであろうかなというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） 町長がおっしゃるように、非常に難しい、そして繊細な取り組みになるのかなというふうに思います。しかしながら、一步を踏み出すことができたということは本当に喜ばしいことかなと、答弁をお聞きして思いました。

次に、丹後Uターンセンターとの連携状況についてなんですけれども、先ほどからのご答弁でいただきましたことで何となく納得をしていますので、次の質問に移りたいというふうに思います。

国公立大学の新設についての質問をさせていただきました。町長の答弁の中では、大学の倒産時代というような時代背景もあり、非常に困難なことだろうというようなご答弁をいただいたんですけれども、こうした時代だからこそできる取り組みなのかもしれないと私には思えます。

例えば、2004年に秋田国際教養大学という大学が新設をされました。これは秋田県主導によってできた大学ですけれども、1学年の生徒数が現在170人というような少数精鋭の大学で

あります。この大学については、日本から国際的な舞台で活躍をできるような人材を育てるための教育プログラムを組んでいらっしゃると思います。その結果、100%の就職率を誇る、そうした現在では、10年にも満たないですけれども、名門の大学になっているというような事例もあります。

なので、私たちが今後どのような未来を生きるのか、そしてその未来に適応する教育は何かということをしかりと考えることによって、私は、大学の倒産時代と言われる非常に厳しい時代ではあるかもしれませんが、よりこのすばらしい大学をつくることというのができるというふうに思っております。

この私の見解について、町長のご見解をお伺いできればと思います。

議  
町

長（赤松孝一） 太田町長。

長（太田貴美） もう何年前かちょっと覚えておりませんが、もう20年ほど前になるのかと思います。この丹後地方には高等教育機関がないと。そういう中で大学、あるいは短大等、あるいは各種学校でもいいので、そうしたものの誘致ができないかということで、議員時代も結構いろんなところを見て回ったような記憶もありますし、現実それを受けて、それぞれ非常に難しいけれど、福知山に成美大学というものができました。これは、直接我々はそのにはかかわっておりませんが、やはり北部地域に大学をという思いの者が集まって、そうした大学の設立に若干なりともかかわってきた、そういういきさつがございます。

今、その状況の中で、大変、成美大学も生徒数が減ってきて大変苦しい思いをしておられますけれども、福知山市長が何とかということで、この間からあそこの活性化に向けてそれぞれの地域の首長も集まって、またそれを応援する人たちの輪を広げようというような動きがありまして、その中で成美大学でもまちづくりについてのリレートークというような形で私も参加させてもらってお話をさせてもらったことがあるんですけれども、非常に厳しい現実が、大学はできましたけれども、現実があるということですし、その前には、舞鶴にポリテクカレッジというようなことでありましたけれども、そこもだんだんと人数が減って非常に危機的な状況になっているというような状況でございます。

ですから、特化したような大学であったり、いい大学、何をいいというのは別として、この地方の方、若い方が望んでおられるそうした大学というものは、やはり一旦この町から離れて、都会のところで学問を身につけて、そして帰るなり、そこで就職するなりというようなことが、もうほとんどではないかなというふうに思っております。

旧町のときも、特に福祉については帰ってきてほしいということで、そういう福祉や医療に行かれる方の一定の助成制度をつくって、そしてその制度補助金を使って行かれて、帰ってこられて、この町で就職される場合には、その学費は免除しますというような制度をつくって、そのときにそういう制度を使って行かれた方は、結構たくさんこっちは残っておられます。そういう何らかの特化したような形での、またその需要と供給がうまく合う形であればいいんですけれども、なかなかそれが難しい。資格は取ってみたけども、やはりそのときによって就職する場所がないということもありますし、今度やすらの里ができましたけれども、非常に看護師さんの数が少ないと。恐らくここで大勢看護師としての資格を取った方、与謝の海病院なんかがありますので多いと思うんですけれども、みんな都会へ出てしまわれているというような現状があって、な

かなか現実と理想とがうまくかみ合わない、非常に難しい状況じゃないかなというふうに思っております。

そういうものの、全くそうしたことにこの地域の皆さんもトライしていないわけではなしに、既に過去にもそうしたことでやってきたいきさつがありますので、その状況を見ていますと、非常に今の段階では難しいのかなと判断せざるを得ないということでお伝えさせていただきました。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） これまで、この地域の中で大学をつくるであったり、大学を誘致するというような活動についてご答弁いただきました。この経過については、私、存じ上げていない部分が多くありまして、言及することはなかなか難しいんですけども、今の時代に合ったというか、これからの時代に合う大学ってどういうものなんだろうというようなことを考えるそうした場所というのはこれから設けてもいいのではないかなというふうに思っております。

この議論が積み重なることによって、例えばこの与謝野町で育つ子供たち、進路を決定していく一つの糧にもなり得るのかなというふうに思っておりますので、この点については町長ご自身のお考えもあろうかと思えますし、ご無理は申し上げませんが、この役場の中でも議論していただきたいですし、近隣市町村の首長に連携を呼びかけるであったり、そうしたこともできるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今の時代、場所にこだわることはないと思っています。勉強しよう、あるいは何かを学ぼうと思えば、毎日遅くなって私も困るんですけども、テレビでも一流大学の講義を流しておられます。いろんな名物教授あたりの今の現在の考え方、それと生徒とのやりとりの中で、非常に最先端な物の考え方がされております。

ですから、別に大学を誘致するだとか、そういうことはそんなにこだわらなくてもいいんじゃないかなというふうに思いますし、現実、みんなの思いを集めてつくった大学も、もう非常に厳しい状況であるという現実を見てみますと、学ぼうとする若い方たち、自分が行きたい大学へ行く、またそうした大学へ行かなくても、いろんな形で学ぶ機会というのは、それはもう我々が若かったころ以上に今はあるわけですので、それらを考えますと、いろんな選択肢がある状況の中で、今ここでそのことにこだわる必要はないのではないかなというふうに感じます。お答えになったかどうかはわかりませんが。

議長（赤松孝一） 山添議員。

10番（山添藤真） わかりました。私は3点の理由を掲げながら、大学の 신설についてその必要性があるというふうに思っています。

1点目は、この地域に暮らす子供たちがこの地域の大学に通えるという選択肢を持つということ。2つ目が、地域経済の強化。3つ目が、本当にこれからの時代に必要な大学って何だろうというような議論を積み重ねることによって、これからの進路を切り開いていく学生が生まれるというようなことを思っておりますので、今回は町単独の事業としては不可能な事業かと思えますけれども、この提案をさせていただきました。

本日は2つにわたり一般質問をさせていただきましたが、それぞれの提案、私のそれなりの心意気がこもったものであります。この心意気はどこかで生かしていただきたいと思えますし、こ

れからの行政施策の中で生かしてもらいたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） これで、山添藤真議員の一般質問を終わります。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時51分）

（再開 午後 3時05分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、通告に基づきまして、福祉について2つの側面から町長に質問いたします。

一つは、ソフト面での福祉の取り組み、もう一つは、福祉による地域経済の取り組みについてです。

12月議会で介護保険について質問をしました。その中で、民主党と自民党、公明党が消費税の引き上げで3党合意し、そして、それによって自民党は10年で公共事業に200兆円を、公明党は100兆円を使うと言い始めたこと。結局、国民から巻き上げる消費税引き上げ額13.7兆円を全て公共事業に使うことになる。そのつけは、社会保障の大幅削減が始まることを明らかにしました。指摘どおり自公政権が復活をし、早速大型補正11兆円で大型公共事業費の大盤振る舞いが始まっています。

一方では、福祉施策の基本となる生活保護費の基準額の引き下げが取り組まれています。介護のサービスをふやせば、月8,200円という保険料の大幅引き上げになる、そういう推計がされている状況、このままでは介護保険の崩壊になる。そうならないように、国の社会保障費をふやさなければなりません。しかし、前の自公政権とこのままでは同じように、反対に大幅に社会保障費の削減がされることにならざるを得ません。

また、与謝野町では合併による交付税の大幅削減が始まります。支出の大幅見直しをしなければならぬ事態にあります。このように、国と町の厳しい状況のもとではあっても、町での福祉を進める大きな責任があります。

町長は、旧野田川町時代から子供の医療費の無料化はじめ、「子育てするなら野田川町」と言われ、北部で人口がふえるまちづくりを進めてこられました。また「ハードからソフトへ」を合い言葉に福祉のまちづくりを進め、福祉の里を建設。その中では施設のような町、町のような施設をつくりたいと、当時では数少ない個室にし、部屋の前には表札を掲げ、電話などの家財道具が持ち込めるようにし、隣組をつくり、町のような施設、自宅で暮らすような施設をつくられました。

その後、施設中心から在宅中心の福祉を目指して進めてこられました。とりわけ与謝野町になってからの安心どこでもプラン、大きな施設中心から身近なところに小規模の施設をつくる、この取り組みが始まりました。1,500万円の町単費の補助制度でこういう小規模な事業所がつくれる、こういう後押しの制度をつくられました。私はこのプランを聞いたときに、いよいよ施設のようなまちづくりが始まるのかな、町のどこに住んでいても施設のように安心して暮らせる、

さまざまなサービスが身近なところで受けられる、こういう福祉のまちづくりが進められるのかなという思いを受けました。

このプランによって施設がふえ、またそのほかにも福祉法人、NPO法人、株式会社などの多様な施設が建設をされてきました。このような福祉を大切にする町の姿勢に、今、町外からも多くの事業者が参入をしています。子供の医療費無料化で人口がふえたように、今、福祉のまちづくりで事業所がふえ、地域経済と雇用の支えになっています。与謝野町では、総合計画の後期基本計画が決まり、今後の福祉の方向が定まりました。安心どこでもプランが終わり、新たな福祉のあり方と福祉のまちづくり、目標にした取り組みが始められるというふうに思っています。

そこで、この福祉のあり方と福祉のまちづくりをどこまで進めるのかについて質問をいたします。

1点目は、与謝野町流の地域包括ケアシステムと地域福祉計画の特徴は何か。

2つ目に、小規模多機能施設を中心にした地域での取り組みは、どのような可能性と限界があるのかについてお聞きをいたします。

次に、福祉の経済面について質問をいたします。

町長はかねてから、「福祉は人、福祉は産業」と言われてきました。地域循環型経済に大事なことは、毎年繰り返し投資する事業所をふやすことです。福祉の事業所をふやすことは、まさに最適だと考えています。福祉の事業所は、与謝野町の地域循環型経済の大きな柱ではないでしょうか。それは、何よりも福祉の事業所は雇用比率が高く、経済波及効果が大きいことです。例えば統計によれば、農業の出荷額が約14億円、製造業の出荷額は約320億円、小売販売額240億円、福祉30億円、あるいは医療を加えれば、大ざっぱなところで6億円と、福祉や医療は市場の規模で言っても地域経済の大きな部分を占めています。そして、雇用も福祉・医療が大幅にふえてきています。

とりわけ福祉の事業所は、その雇用の効果が非常に大きいと思っています。例えば、在宅介護の事業所であれば、私の知っている事業所では90%が人件費に使われ、地元還元をする、そういう地元への経済波及効果が非常に大きい、こういう事業所です。また、食材も地元から調達をする努力をされている。そして、海外進出ということはありません。地元密着の事業所である。こういう点を考えても、地域循環型経済の大きな柱になっているというふうに思っています。今後も福祉のまちづくりを徹底的に進めることが、地域経済を元気にする与謝野町の地域循環型経済を確立する大きな力になると確信をしています。

先の12月議会で、この福祉の事業所の職員の確保について質問をしました。改めて人材確保について質問します。

産業振興ビジョンでは、福祉分野の人材の育成と確保、大学などの専門教育機関との連携などがあります。町内にこの福祉の資格が取れる教育機関をつくる、あるいは誘致をする、こういう形で人材の確保と、また山添議員が言われたこととも共通ですが、地域経済の振興に大きな効果がある、こういう取り組みをすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

12月議会で中小企業振興基本条例ができ、福祉産業も地域経済の振興に期待をされている。福祉職場へのこの条例の理念を普及する取り組みを求めます。

さらに、そういう理念を普及する取り組みから、地域を支える担い手としての取り組みを求め

ることも、地域経済を支えていく大事な内容だと考えておりました、そういう点について今回は質問をいたします。

例えば、商店は地域を支える中心的な担い手として、今まで商売だけではなくて、地域の中でも働いてこられました。今、数が少なくなったとはいえ、引き続き頑張っていたいただいております。農家もまたしかりだというふうに思います。そして与謝野町では、先の町長の答弁にもありましたように、中小企業振興条例への取り組みの中で、この中小企業家も、今地域が栄えてこそ企業の存続ができる、こういう思いで地域づくりに取り組んでいただいております。そういう面であれば、福祉の事業所も今後もふえていく。大きな力になっているこの福祉の事業所も、福祉サービスの担い手としてだけではなくて、地域経済の担い手としてだけではなくて、商助という規定をさらに大きく広げて、地域の担い手としての役割を発揮することが重要ではないかと考えています。総合計画に顔出しをした商助規定は、中小企業振興基本条例により、その重要な中身が鮮明になりました。福祉産業は、地域循環型経済の重要な柱になっています。大幅にふえたこの福祉の事業所が、この商助の規定にふさわしく町の福祉を支えるだけでなく、地域を支える力となるよう取り組むようお考えをお聞きをいたしまして、1回目の質問といたします。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の福祉についての1点目、与謝野町流の地域包括ケアシステムと地域福祉計画の特徴は何かについてお答えいたします。

平成24年度から平成26年度を一期とした第5期介護保険事業計画の中に掲げています「地域ケア体制の構築」として、加齢や障害、認知症、その他のさまざまな事情から援助を必要とするようになって、介護・医療・福祉等のサービスとあわせて、一人一人が誇りを持ち、お互いに尊重し、支え合いながら、住みなれた地域で暮らし続けられる地域ケア体制を構築することとしています。現在、町では、京都府の地域包括ケア総合交付金を活用し、4つの事業所・団体へ補助金を交付しています。

1つ目には、高齢者地域支援体制強化事業に取り組んでいただいている小規模多機能型居宅介護事業所「神宮寺」と「みんなのうち加悦奥」であり、地域の高齢者に24時間365日対応する窓口を開設、また、独居・高齢者世帯への訪問、見守り、サロン等の開催など、地域への支援を行っていただいています。

2つ目には、岩屋地区にあります自主的なボランティア団体「サポートい輪や」であり、定期的にサロンを開催し高齢者支援をしたり、お花見などの外出支援として季節に応じた事業を行っていただいています。

3つ目には、このたび開設されました地域共生型福祉施設「やすらの里」で、加悦地域の給食サービスを委託しました「よさのうみ福祉会」で、給食サービス事業の準備品調達資金として助成を行い、給食と利用者の見守りサービスを行っていただきます。

このように、地域に根差した事業所、また団体が積極的に活動していただけることが、援助の必要な高齢者や障害者が住みなれた地域で暮らしていける大きな原動力になり、制度だけでは賄い切れない部分を補っていただけるものと考えます。

また、与謝野町認知症キャラバン・メイト連絡会では、認知症についての理解者を1人でも多



くふやす活動を行っており、町内の小学生から高齢者の方まで、現在1,900人の認知症サポーターが養成され、今後ますますふえていく認知症の方が安心して暮らせる地域を目指して活動をしております。

次に、地域福祉計画につきまして、現在当町の福祉サービスは、次世代育成計画・高齢者福祉計画・障害者福祉計画など、既に策定済みの多くの計画に基づき福祉サービスを提供いたしておりますので、今すぐ地域福祉計画が必要であるとは考えておりませんが、一定の時期には策定したいと考えております。

その時期でございますが、市町村の地域福祉計画は、京都府が策定します地域福祉支援計画に沿って市町村が策定することになりますが、京都府の支援計画は平成15年度に策定されたものが最新であり、本来平成22年度に見直されることになっておりました。しかし、近年の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、国の制度が著しく変わり、支援計画の見直しが行われていないのが現状でございます。今後、国の福祉制度が一定落ちついた段階で見直しされるものと推測されますので、町としては、その状況を見きわめながら策定してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の小規模多機能施設を中心にした地域での取り組みは、どのような可能性と限界があるかについてお答えいたします。

地域密着型サービスの一つであります小規模多機能型居宅介護につきましては、地域の中に溶け込んで地域の中の一員として生活できる、より日常に近いサービスとなっております。地域で行われる行事や催し物などに参加する中で、地元の人と交流し、地域ぐるみで支えていく仕組みができていきます。しかし、ご存じのとおり、ひとり暮らしの高齢者が急増し、在宅では誰も支える人がいないというのが現状でありますので、今後、施設入所を希望される方がふえてくるという、そうした現実是不変な状況と考えております。

次に、3点目の質問、産業振興ビジョンでは、福祉分野の人材の育成と確保、大学などの専門教育機関との連携とある。町内に資格が取れる教育機関をつくり、人材の確保と地域経済の振興に取り組むべきではないかについてお答えいたします。

最近、町内や近隣の市に大型の福祉施設が開設しましたが、特に深刻な課題となっておりますのが、医療、福祉人材の確保でございます。町として有資格者の育成は重要課題であると認識しておりますが、人口の現状、少子化が進展する中、当町のような小さな町で教育機関を設けることには限界があり、極めて困難であるというふうに考えます。当町の福祉施設、介護事業所は全国にも誇れるレベルのものと自負しておりますが、このような事業所の持続的な運営を担う人材育成、確保については、関係機関と連携をとりながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に4点目の、総合計画に顔出ししました商助規定は、中小企業振興基本条例により、その重要な中身が鮮明になった。福祉産業は地域循環型経済の重要な柱になっている。大幅にふえた福祉の事業所がこの商助の規定にふさわしく町の福祉を支えるだけでなく、地域を支える力となるよう取り組むべきではないかとのご質問にお答えいたします。

町内には介護保険の事業所が50カ所、障害関係の事業所が14カ所、その数だけをとってみましても、地域の経済を担う大きな柱の一つであるというふうに言えます。

これらの福祉施設では、光熱水費の消費、福祉車両の確保、燃料費の消費、入所者の食材の確保や介護用品の調達など、多岐の分野にわたって多くの需要が生まれてきます。特に、食材については多くの農産物が町内で生産されていることから、農業分野についても大きな影響力があります。また、消耗品などについては町内業者から調達をお願いしていることもあり、まさに町内循環型の経済が構築されています。

今後、与謝野町が活力ある町であるために、福祉事業所だけでなく、医療機関、商店、企業等と連携をし、町全体が明るく活力あふれる町となる施策を考え、そして実行してまいりたいというふうに考えております。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。

まず、1点目の地域包括ケアシステムと、地域福祉計画の特徴ですね。与謝野町の特徴は何かという点について、再度お聞きをいたします。

今、現在取り組まれている地域包括ケアシステムの内容がご答弁いただいたというふうに思います。そういう現状から、総合計画に今の取り組みを土台にして、総合計画の後期計画に書かれています。そういう点では、さらに今後この取り組みが大きく広がっていく、あるいは進んでいく、こういうところに非常に期待をしています。先ほど申しましたように、どこでも安心プランが終わり、一つの大きな取り組みがようやく達成をして、それを土台に、さらに次のところに向かっていく、その一つの柱だろうというふうに、私はその計画の審議の中で受けとめました。こういう点で、今後この流れは、福祉のまちづくりをさらに進めるという立場でいえば、どこまで進められる可能性があるというふうに展望しておられるのか。あるいは、進めようという、そういう決意をされているのか。そういう点について、今後の見通しについて再度お聞きをしておきたいと思います。

この点については、地域福祉計画とのリンクですね。ちょうど今からそういう取り組みを大きく進めようというときに、地域福祉計画の取り組みも同時に進めるということで後期計画にはなりました。そういう点では、福祉計画が、今言われた京都府がつくられた内容に基づいて、それを地域に当てはめていくというその基本はもちろんあるにしても、そこにやはり与謝野町らしい福祉のまちづくりを、ここまでほかの町では本当にびっくりするほどの取り組みを進めているこの与謝野町だからこそ、与謝野町らしい地域福祉計画、こういうものを期待をしているわけです。そういう点ではいろんな面があるというように思うんですが、そういう点も含めて、再度、この地域福祉計画もいわゆる一般的な計画づくりではなくて、総合計画や中小企業振興基本条例でもありましたように、住民が参加していく、そういう取り組みの中でしっかりと計画づくりから、その後の実行にまで進めていくような体制と取り組み、そしてその内容、こういう点についても大きく期待をしております。これらの点について、再度お聞きをしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） その福祉計画の件ですけれども、はじめ、当初我々といいますか、私の思っていました計画以上に、今回やすらの里のような形でそれぞれの福祉団体、法人が協力し合って、障害者、高齢者、また介護だ、保健だ、福祉だ、また医療だという、そういう垣根を越えた中で

1カ所でできたということについては非常に先進的な取り組みでもありましたし、また、ある意味ラッキーだったのはと言ったらおかしいですけども、京都府もそうした考え方を推し進めていこうとしておられたそういうときに、うまくモデル的な形で進めることができたというのも非常に時期的にはラッキーであったのではないかなというふうに思っております。

今の段階で、ずっとこの間進めてまいりました。ですから、各法人も結構息が上がるぐらい頑張っただけでここまで来ております。今後、総合計画の後期計画の中でそうした包括的な福祉計画というものを立てていく段階になりますけれども、少しちょっとここでじっくりと構えて、今後どういったことをやっていくのがいいのか、町としても、もう一度やはり仕切り直しというわけではないですけども、今後のそうした地域のことを考える中で、財政のこともございますし、それらもしっかりとある程度見きわめた上での計画づくりがしていきたいなというふうに思っております。

これからますます財政が厳しくなる中で、余り広げ過ぎて、それで首が回らないなんてことにならないように、お互いにどんどんとケアの必要な方がふえていく中で、この与謝野町にとってはどういう形がいいのか、もう少し見きわめる時間が必要ではないかなというふうに思っております。非常に、決して後ろ向きではなしに、今後先を進めるためにはどういう形が一番無理なく進められるのかといったところを町民の皆さんとともに立てていける、そんな計画が進めていきたいと思っております。

まずは、やはりどんな一人一人が尊厳を持って生き続けられる、そうしたことが基本ですので、数はできたし、施設はできたけど、尊厳を持って生きられないような形になるのであれば、それは本末転倒した形だというふうに思いますので、お互いがいい関係、連携であったり、お互いが幸せな思いでお世話になる、お世話をするという、そういう関係が築けていくかということを中心に今後の福祉計画は立てていく必要があるというふうに基本的には考えております。

お答えになったかわかりませんが、いま少し、じっくりと将来を見きわめる大事なときではないかというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 後期計画に書かれている、今取り上げている内容については、そういう方向で取り組むということだったと思いますが、私は性急にどんどんと前進してほしいという思いで質問していますが、町長としてはじっくりと準備をしたいということでございました。

言われますように、どこのプランの支援を受けて、例えばわんぱくクラブが、大変すばらしい施設ができました。そのために、去年1年間、本当にふりふりというか、ふらふらというか、もうそういう状態で来ていまして、ようやく今落ちついてきたかなという状況で、新たな4月から事業に取り組む、これだけの施設ができて、相談の方が急にふえてきている。そういう中で、現状に甘んじているわけにはいかないということで、やっぱり地域の中でそういう役割を果たしていきたいということで、そういう、もうふらふらですけども、取り組んでいこうという、そういうふうに、女性ばかりの職場ですが、なっています。いろんな事業所が、言われたように同じような、急激に与謝野町ではふえてきていますので、状態は確かにあるのかなというふうに思います。

そういう中で、しっかりと引き続き事業所と連携してもらいまして、どういう方向で町が目指

しているのかという、そのことをしっかりと指し示してもらいながら、商助の規定も含めて、事業所がさらに力発揮できるように、それはぜひお願いしておきたいと思います。

そういう点で、それは、時間がなくなりそうなので、2番も含めてお願いしておきたいと思います。小規模多機能ですね、含めて。

それで、その場合に、一つさらに突っ込んでお聞きをしておきたいと思っています。

先日、与謝の海病院でシンポジウムがありました。4月から「北部医療センター」という名前にかわるという、職員募集のチラシを見て、多くの方が、「名前がかわるんか」と言うて、「はじめて知った」というそういう声もお聞きをしておりましたが、以前からそういう住民への説明会を府として持っていていただくよう町長にお願いをしておりました。そういう働きかけをしていただいて、今回シンポジウムを開いていただいたということで、非常によかったなというふうに思っています。120人の定員に、もういっぱい参加者ということで、関心もやっぱり大きいのかなと思っています。

その中で、この地域包括ケアシステムですが、やはりこの与謝野町の先進の福祉、そして保健、それがこの与謝野町にある北部の中核病院、与謝の海病院、今度医療センターになるわけですが、北部の、この医療と連携していくということは非常に大事だと思っています。町長もパネラーとして出られて、「そのことを、何を期待されますか」という問いかけに対して、クアハウスや橋立を含めたそういう、多分保健医療のそういう連携のことだと思いますが、そういう具体的な期待といますか、提案といますか、されまして、非常に感動をもってお聞きをしておりました。その辺も含めて、この与謝野町らしさという、与謝野町にあるいろんな資源が連携をしてこのケアシステム全体が有効に作動していく、進んでいく、こういう大きな視点でぜひ、今言われた慎重に計画つくっていききたいという、中身を進めていただきたいというふうに期待をしております。

とりわけ北部医療センターでは、このシンポジウムに行って、「あ、なるほどな」と改めて、わかっているとはいえ、改めて私も思ったのが、最初の開会挨拶で、今まで京都府庁の与謝の海病院の所管は健康福祉部でしたが、所管が変わりますという挨拶をされました。それを聞いて、「ええ」と思いまして、よく聞いてみると、確かに文化環境部にかわると。健康福祉部は当然健康、あるいは病院、そういうところを所管していますが、文化環境部というのは、所轄の中に大学を所管しているわけですね。だから、京都府は病院の所管から大学の所管にかわる。北部医療センターになって。そのことで、改めて今までと大きく変わっていく可能性もあるが、変わらないという説明ばかり聞いてきました。

そういう点で、そのシンポジウムで言われたのが、やはり教育の内容、府立病院でしている、大学でしている教育の内容の講演が設けられておまして、改めてそういうイメージも持ちました。そういう点では、その教育の中に地域医療の講座がつくられるわけですね。市内の府立病院ではそういうことができない。当然、都会ですから。そこに与謝の海を附属病院として運営していく効果が大きいというふうに思われたように聞いております。そういう点では、地域医療のこの講座という、このこと自身がこの与謝野町の先進の福祉や保健の、これとしっかりと連携して、北部医療センターでのこの講座が全国でも本当に貴重な、先進的な講座になるような可能性というのは、この部分での連携で大きく期待できるのではないかということ、私は町長の提案を聞きながらさらに思ったような次第です。

そういう点で、再度、今後の新たな福祉の目標に向かって、今言いましたような点についての町長のお考えをお聞きをしておきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどもご紹介しましたように、そうした介護施設や障害者の施設、本当にその町にはないほどたくさんの施設ができてきました。また、それにはそれを支える大勢の町民の方の協力があって今に至っているわけですが、そのほかにも与謝野町にはいろんな資源があります。観光なんかの面からいいにしても、特別大きな観光地ではないですけども、いやしの地域として、おもてなしのゾーンとしてこの与謝野町をアピールしていこうという段階の中で、医療や、福祉や、そういった面でも大いにアピールできる材料がたくさんあると思えますので、やはりそうした面でも与謝野町を大きくアピールする絶好のいろんなチャンスだったり、また材料といいますか、そうしたものがあると思えますので、それらが新しいものをどんどんつくっていくということも大事ですけど、それではなしに、今のものをもっと充実させて、もっと町の中でいろんなことが連携をし、循環をし、またそのことがこの京都府の北部から全国に発信していける、また京都府北部でも、あるいは京都の中でも珍しい北部医療センターになるような、そうしたことが与謝野町としても協力したり、連携していけるのではないかなというような思いの一端を少し述べたんですけども、そうした意味で、今後どういった方向に行くか、これまたじっくりと皆さんと検討していく必要があると思えますけれども、やはり今あるものをやっぱり光らせていく、そうした考え方を一歩でも二歩でも前へ進めていくような施策、まちづくりができればなと思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） よろしくお願ひします。

3番目の質問を再度いたします。先ほどの山添議員への答弁聞いていまして、町でつくるといふのは、まず無理な答弁だろうなというふうに想像をいたしました。

やはり言われるように、それは無理だというふうには思うんですが、さっき言われたように、誘致ですね。企業誘致を盛んに、この議場でも求められていますけども、誘致という点についてはできるというふうに思えますので、佛教大学とか言われましたけども、要はそういう点についても魅力のある地域なんで、ぜひそういう誘致活動をしていただきたいなというふうに思っております。

産業振興会議を中心にして産業施策を取り組まれる、そのことは理解できますけども、町として、行政としてこのことが非常に効果が大いと思われることがあれば、それは行政のほうから積極的に産業振興会議にアプローチをかけて、この問題をこうしたいけども、ぜひ検討して、早急に実現したいという積極的な行動が必要ではないかというふうに思っています。

先ほど言いましたように、この地域では、この町では福祉の事業というのが地域経済の大変大きなウエートを占めて貴重な存在です。しかし、現在では、この人材確保が続かなければ続かないわけですね。福祉が支えられないだけでなく、地域経済そのものが危うくなってきます。非常に大事な分野です。だからこそ行動プログラムにも書かれているんだというふうに、産業振興の行動プログラムに福祉の人材確保、研修等々が書かれているんだというふうに思っています。

とりわけ、この福祉の資格については、こういう国のほうの福祉の施策がかつたに落ちつかない中で、いろんな資格を取らなければならなくなる。例えば、たんの吸引等々の資格を取らんなん。サービス管理責任者の資格を取らんなん。事業を続けていくためにそういう資格が、いろんな資格が要るようになってくる、そういう事態も生まれています。そういう資格がこの地域で取れないという実態があるわけですね。そのために京都市内まで、何泊かで、2泊、3泊として通って取らなければならないという実態もあります。そういうこれだけの多くの事業所が、職員がふえている中で、その職員の資格の向上、人材の向上、質の向上を進める上でも、こういう資格等々の取れる教育機関を誘致するということが、さらにこの町の福祉を前に進める確かな、あるいは維持する力になるという点で非常に大事ではないかと思っております、積極的にこの誘致について働きかける、京都府等々にも働きかける、こういうことを期待をしています。この点について、再度お伺いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前に、岩屋の福祉の里を開始をするときに、非常にヘルパーの方たちの育成をということで、あそここの場所で、あれは京都のほうの、ど忘れしましたが、看護師の資格を持った方や、いろいろと資格を持った方に講師になって来ていただいて、そしてヘルパーの2級を取るような研修もさせていただいたことがありましたけれども、どんどんこの福祉のレベルが上がってきますと、もうそれではおっつかない。特に今回あたりは看護師の方の確保がそれぞれ難しかったというふうにお聞きしております。そうした方々をつくり出す、教育していく場となりますと、なかなか1町の町でそうしたことをすることは非常に難しいと思っております。

今回、北部医療センターということで、与謝の海病院がそういう形になりましたけれども、そのほかにも久美浜病院、あるいは弥栄病院というような公立の病院もございます。与謝野町だけではなしに丹後一円で考えれば、この丹後の北部の1つのそういう機関の中に教育機関のようなものがあってもいいんじゃないかなというような感じがいたしております。看護師については、与謝の海病院が看護学校がありますし、そのほかのいろんなものの中にそういう教育機関をつくっていただくような働きかけも一つ、今ある病院の中でのそういうことも一つの方法ではないかなというような感じもしますし、これについては、やはり少し工夫やら研究が必要かなというふうに思います。与謝野町だけでそれをやるというのは大変なことだというふうな認識を持っております。その当時からそういう福祉に特化したような学校に来てもらった、そういうものが開設できたらなということで、議員のときにそういう施設を、学校等を見に行かせてもらったこともありますが、なかなかそれから進んでいない現状です。それには、やはり多額の費用や、また人材、それを教育する人材が必要だということですので、一工夫も二工夫も必要なのかなという感じはいたします。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 町で全部するというよりも、誘致も含めて、大学との連携ということで、第2次行革でも言われていますけれども、そういう点での連携で誘致していただくという件もよろしくお願ひしたいと思います。

この資格を取る講座等々も、当初は非常に多くの方の参加がありましたが、先ほど言われたのと同じように、賃金が安くて労働条件が悪いという中で、段々募集が減ってくる、講座が閉鎖さ

れる、そういう高校での福祉コースも非常に少ないという、そういう事態になっています。しかし、この病院にしても、こういうものにしても、やはりそこにほかにない魅力があれば、人が集まる。豊岡の救命救急に多くの医者が集まっているのは、あそこのセンター長の魅力やドクターヘリでの取り組みの内容に魅力で多くが集まる事態が生まれている。まさにこの与謝野町の先進の事業所の取り組みの内容、そして町の姿勢、こういう地域に、この町にこの資格を取ることが誘致されれば、これはほかにない魅力として多くの方に来ていただけるような可能性は私はあるのではないかというふうに思っていて、ぜひ具体的なアクションを、これは早くしていただく必要があると、先ほどの計画とは別に、反対に早く取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、指摘をしておきます。

時間ありませんが、最後の4点目について、再度お聞きをします。

私は、この間、この「商店街はなぜ滅びるのか」という本を読みまして、今までの商店街に対する書いてあるものと大分違う角度で書かれておりました。この中で非常に鮮明に残っているのが、江戸時代の商店などは、家元制度による経営体だった。ですから、その家族に後継者がいないと、その従業員の中から優秀な人を後継者に選んで、そしてその商店そのものを残していく、こういう形で運営がされてきた。それは、その商店がその地域になくしてはならないから、家族のいわば金もうけの都合で、後継者があるなしで商店があつたりなかつたりと、そういうわけにはいかないという、そういう思想のもとで脈々と受け継がれてきたということがありました。一方、都会を中心にした急激にふえていった商店街は、家族経営になっている。ですから、経営が困難になれば閉鎖される。後継者がそういう中で育たなければ閉鎖される。ここに困難な大きな内容があるというふうなことが書かれておりました。

そういう意味では、先ほど言いましたように、商店というのはもちろんこの地域でも家族で経営されているわけですが、一方、やっぱり地域、田舎では地域を守るといって、こういう点についてその方が一生懸命取り組んで商店を守ることが地域を守ること、地域を守ることが商店を守ること、そういう取り組みそのものは、内容そのものは脈々と受け継がれてきているのかなというふうに思っています。

そういう視点で、福祉の事業所というのは、これはほとんど家族経営というのではありません。しっかりと福祉の事業所は、前にも町長言っておられましたが、課長でしたかね、あつたりなかつたりでは困るんだというふうなご答弁されておりました。まさにそういう経営形態でないと認められないということで運営がされている。そういう点では、先ほど言いましたしっかりと受け継がれる商店と同じ経営形態だろうというふうに思っています。

しかし、大事なのは、さらにこれが地域が元気であってこそ、地域が栄えてこそ、この地域の福祉、保健、医療そのもの、住民が健康で暮らせる、こういうところにしっかりと福祉の事業所がこの理念を理解いただいて、そして福祉の取り組みと同時に、この地域でのその事業所が果たせる役割、これは小規模多機能だけではなくて、全ての事業所がそういう取り組みがしていただけるような、発想がしていただけるような、理念を取り込んでいただけるようなことになることが、今までの与謝野町の福祉のまちづくりをさらに一層進めることになるというふうに思って、今回取り上げました。

この点について、最後に時間がなくなりましたので、最後にお聞きをして私の質問を終わらせ

ていただきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしくそのとおりで思っております。我々から見れば、そうした事業所によってこの町の住民の方たちの福祉と申しますか、そうしたものが守られているということですし、そのことによって、町もまたこの町の活性化につながってきていると。そのことが、また今度は事業所に対するそうしたサポートを町もしていくという、そうしたお互いに手を組んでいる、そういう関係がこのまちの活性化を生んでいくもとなるというふうに思いますし、その辺をしつかりと頭に置きながら、やはり基本的な理念を掲げて、それが前へ少しでも進んでいくようなことを皆さんと一緒に考えてやっていくことが大事だというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、あす3月13日、午前9時30分から開議しますので、ご参集をください。

お疲れさんでございました。

（散会 午後 3時55分）